

入札説明書

米子労働基準監督署使用面積拡張工事

- 1 入 札 公 告
- 2 現 場 説 明 書 (現場説明事項、その他付記事項)
- 3 入 札 説 明 書
- 4 入 札 心 得
- 5 仕 様 書
- 6 数 量 書
- 7 契 約 書 (案)
- 8 入 札 書 用 紙 (別紙1)
- 9 委 任 状 用 紙 (別紙2)
- 10 紙入札参加申出書 (別紙3)
- 11 現場説明質問用紙 (別紙4)
- 12 誓 約 書 (別紙5)
- 13 入札参加届 (兼自己申告書) (別紙6)
- 14 入札関係書類受領書 (別紙7)

※ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係受領書」(別紙7)を下記担当者まで必ずご提出ください。

鳥取労働局

〒680-8522

鳥取市富安2丁目89-9

鳥取労働局総務部総務課会計第三係 平野 雅史

電話番号：0857-29-1700

MA I L : hirano-masashi@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和6年8月7日

支出負担行為担当官

鳥取労働局総務部長 吉野 明彦

1 調達内容

- (1) 工事名 米子労働基準監督署使用面積拡張工事
- (2) 工事場所 米子労働基準監督署（米子市東町124-6米子地方合同庁舎5階）
- (3) 工事内容 建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事（詳細は入札説明書による）
- (4) 工期 契約締結日から令和6年11月30日までの間
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式によることができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和05・06年度厚生労働省競争参加資格審査（建設工事）において、中国地域の「建築一式」のC等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間（ホ）及び（ハ）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - (イ) 厚生年金保険
 - (ロ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - (ハ) 船員保険
 - (ニ) 国民年金
 - (ホ) 労働者災害補償保険
 - (ヘ) 雇用保険注）各保険料のうち（ホ）及び（ハ）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

鳥取労働局総務部総務課会計第三係 平野

電話0857-29-1700

- (2) 入札説明書の交付方法
鳥取労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>) に掲載する。
- (3) 入札説明書等の交付期間
本公告の日から令和6年8月21日(水)午後5時15分まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札参加届等書類(証明書等)の受領期限
令和6年8月28日(水)午前10時
- (2) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和6年8月30日(金)午前9時30分
- (3) 開札の日時及び場所
令和6年8月30日(金)午前10時
鳥取労働局(鳥取市富安2丁目89-9 4階小会議室)
- (4) 電子調達システムのURL
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (5) 入札等の問い合わせ先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (6) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4(1)に示す場所と同じ。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
会計法第29条の4及び予算決算及び会計令第77条の規定により免除する。
- (3) 契約保証金
会計法第29条の9及び予算決算及び会計令第100条の3の規定により免除する。
- (4) 留意事項
担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した工事を施工できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能、規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (9) その他
詳細は現場説明書による。

現場説明書

説明確認事項

1 工 事 名	米子労働基準監督署使用面積拡張工事
2 入 札 日 時	令和6年8月30日（金） 9時30分まで
3 入 札 場 所	鳥取労働局（鳥取市富安二丁目89番9）
4 工 事 場 所	米子労働基準監督署（米子市東町124-6 米子地方合同庁舎5階）
5 工 期	（自）契約締結日の翌日 （至）令和6年11月30日（土）
6 仕 様 書	別添「仕様書」及び 別紙「現場説明事項」のとおり。
7 入札参加資格	入札公告項目2のとおり。 但し、その他予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第73条の規定により、以下の項目を入札条件として加える。 ◇中国地域内に、本社、支店、営業所を有し、米子市内において、工事を行うことができる者。
8 契 約 条 件	別紙「現場説明事項」のほか、次のとおり補足する。 （イ）支給材料 無 （ロ）前払・中間・部分払金 無 （ハ）部分引渡 無 （ニ）契約不適合 工事請負契約書第25条の第2項中の契約不適合責任期間は1年とする。
9 指 導 事 項	別紙「現場説明事項」のとおり。
10 そ の 他	別紙「現場説明事項」のとおり。

現場説明事項

入札条件	<p><u>1. 入札について</u></p> <p>(1) 入札に当たっては、入札公告、仕様書、図面、数量書、鳥取労働局競争入札心得、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。</p> <p>(2) この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p><u>2. 入札参加者の提出書類</u></p> <p>入札に参加しようとする者は、<u>令和 6 年 8 月 28 日（水） 10 時 00 分までに以下の書類を鳥取労働局総務部総務課会計第三係まで提出しなければならない。</u></p> <p>① 資格審査結果通知書の写し</p> <p>② 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 5）</p> <p>③ 入札参加届（兼自己申告書）（別紙 6）</p> <p><u>3. 入札保証金の免除（予決令第 77 条）...</u></p>
契約条件	<p>鳥取労働局所定の工事請負契約書による。</p> <p>ただし、次の各事項を補足する。</p> <p>1 契約保証金の免除（予決令第 100 条の 3）</p> <p>2 監督職員（工事請負契約書第 9 条関係）</p> <p>監督職員は、鳥取労働局総務部総務課会計第三係長とする。</p> <p>3 条件変更等</p> <p>(1) 施工数量と内訳数量調書に大幅な違いが生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、施工することとする。</p>

<p>指導事項</p>	<p>1. <u>下請契約における受注者の指導について</u></p> <p>この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合、下請契約における注文者・下請契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。</p> <p>2. <u>建設資材納入業者との契約について</u></p> <p>この契約に係る建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。</p> <p>3. <u>労働者の確保について</u></p> <p>この契約にかかる建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には特段の注意を払うものとする。</p> <p>4. <u>建設業退職金共済制度への加入等</u></p> <p>(1) 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。</p> <p>(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。</p> <p>(3) 建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後 1 か月以内に支出負担行為担当官鳥取労働局総務部長に提出すること。</p> <p>なお、工事契約締結当初は工事製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及</p>
-------------	--

び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

(4) 建設業者は、(3)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、(3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

(5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

(6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

(7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

5. 建設業法等の遵守について

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

(2) 建設業法第 26 条の規定により請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。

(3) 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定事業である場合の監理技術者は、建設業法第 15 号第 2 号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定されたもので、監理技術者資格証書の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

(4) 上記(1)(2)及び(3)のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

6. 建設業からの暴力団排除の徹底について

工事の施工に対して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。また、監督職員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議を行う。

7. 労働基準法等の遵守

(1) この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法施行令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。

また、工期設定においては、雨天、工期が夏季にかかる場合は夏季休暇、工期が年末・年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。

(2) 労働安全衛生法関係法令を遵守し労働災害の防止に努めること。

8. 排ガス対策の取扱いについて

エンジン出力 7.5 k w 以上 260 k w 以下のディーゼルエンジンを搭載したバックホウ、トラクターショベル（車輪式）、ブルドーザー、発動発電機（可般式）、空気圧縮機（可般式）、油圧ユニット、ローラ類、ホイールクレーンを使用する際は、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型建設機械を調達できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用すれば排出ガス未対策型の建設機械でも排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

9. 火災保険等の付保する時期、金額及び期限

(1) 普通火災保険等に付すべき時期及び金額は、次によるものとする。

イ. 工事出来高（検査済み工事材料を含む）が 50% になったとき、請負代金の 80% 相当額の保険に付することとし、さらに工事出来高（検査済み工事材料を含む）が 80% になったとき、請負代金相当額の保険金額となるよう付保すること。

なお、木造の対象物に対しては、工事出来高（検査済み工事材料

	<p>を含む)が20%になったとき、請負代金相当額の保険金額となるよう付保すること。</p> <p>ロ. 付保する場合は、速やかに契約を行うこと。また初回の付保時期において請負代金額相当の保険金額を付保することが出来るものとする。</p> <p>(2) 建設工事保険、組立保険を付保する場合は上記(1)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 保険の期限は、工事完成期限に14日を加えた期日までとする。ただし、工事が延長した場合は、その期限も遅延日数に応じて延長するものとする。</p> <p>(4) 修繕又は模様替等の工事は次によるものとする。</p> <p>イ. 付保の範囲は建物の内装部分とし、建物の外装部分(防水工事、外装改修)は除くものとする。</p> <p>ロ. 請負契約の工事の範囲については、請負契約金額に相当する補償額となる保険契約を対象とし、工事の着手前に、保険契約を締結するものとする。</p> <p>ハ. 既設建物の工事範囲外については、付保しないものとする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>10 安全対策</p> <p>工事車両の出入りについては、通行整理及び道路清掃を含め安全確保に努めること。</p> <p>11 環境対策</p> <p>① 本工事の施工にあたり、近隣住民への騒音・振動等に配慮すること。</p> <p>② 工事の施工にあたり、粉塵等の飛散防止に配慮すること。</p> <p>12 建設副産物の処理</p> <p>関係法令に従い適切に処分すること。</p>
--	--

その他付記事項

1. 提出書類

- ① 入札に参加しようとする者は、次の書類を令和6年8月28日（水）10時までに提出すること。

なお、期限内に提出なき場合は、入札への参加はできないものとする。

【電子入札の場合】

電子入札により入札される方は、電子調達システムへ登録してください。

なお、この際に下記提出書類（別紙4を除く）を添付して提出することも可能です。

【紙入札の場合】

紙により入札される方は、「紙入札参加申出書（別紙3）」を提出してください。

イ 資格審査結果通知書（写）

※令和5・6年度厚生労働省における一般競争参加資格（建設工事）において中国地域で工種区分「建築一式」で、C又はD等級に格付けされている者であることを証明する書類。

ロ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙5）

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の役職名・氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

ハ 入札参加届（兼自己申告書）（別紙6）

- ② 入札説明書及び仕様等に関して疑義がある場合は、次の書類にて、令和6年8月22日（木）17時15分までに文書で提出すること。

「現場説明質問用紙（別紙4）」

メール可、TELは不可

回答は、順次入札参加予定者に文書（メール等）で行う。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。

2. 入札方法及び書類提出方法

- イ この調達件名の入札にあたっては、現場説明書（鳥取労働局入札心得等）を熟覧のうえ、入札書を提出するものとする。
- ロ 入札執行回数は、原則として2回を限度とするものとして、この限度内において落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定を適用する。ただし、予定価格と最低入札価格との開差が大きい場合はこの限りではない。
- ハ 入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合には、別添「入札書（別紙1）」により記載し、氏名及び入札件名を朱書した上で封かんし、公告等に示した日時に提出しなければならない。なお、郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ニ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ホ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に別添「委任状（別紙2）」を提出しなければならない。
- ヘ 入札当日、代理人は上記ホと同一の代理人の印鑑を持参し、入札書及び入札参加者名簿にはこれを用いなければならない。（入札書の押印を省略する場合は不要。）
- ト 複数回の入札に備えて、入札書の予備を持参すること。押印を省略しない場合は代表者印又は代理人印を持参すること。

3. 開札及び落札について

- イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ロ 開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- ハ 本入札説明書に従い入札書を提出した者であって、本入札説明書の仕様書等において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある者であって、著しく

不適當であると認められるときは、この限りでない。

- ニ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

4. 入札の無効

1①ハ「誓約書（別紙5）」を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

5. 契約書の作成

- イ この入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、当局と協議の上契約書を取り交わすものとする。
- ロ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ハ 契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

6. 問い合わせ先及び書類提出先

〒680-8522

鳥取市富安二丁目89番9

鳥取労働局総務部総務課 会計第三係 平野

電話 0857-29-1700

メール hirano-masashi@mhlw.go.jp

入札説明書

「米子労働基準監督署使用面積拡張工事」の入札公告（令和6年8月7日付）に基づく入札等については、この入札説明書による。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 吉野 明彦

2 競争入札に付する事項

- (1) 工事件名 米子労働基準監督署使用面積拡張工事
- (2) 工事内容 既存の会議室等を米子労働基準監督署の事務室としてしようするための拡張工事を行う。詳細は別添「仕様書」による。
- (3) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 入札者は、件名の価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 入札金額は総価で行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。そのため、入札者は消費税にかかる課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。
- (4) 入札保証金
予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という第77条の規定により免除する。
- (5) 契約保証金
予決令第100条の3の規定により免除する。

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条第1項各号に該当しない者であること。予決令第71条第1項の各号の一に該当すると認められるときは、その者については、その事

実があった後三年間は一般競争に参加できない。また、その者を代理人、その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (3) 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、工種区分「建築一式」で、「C」又は「D」の等級に格付けされている中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
（入札日の前日において労働保険料を滞納している場合を含む。）
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金をいう）の制度に適用されるものにあつては、直近2年間の保険料について滞納がないこと。
- (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者。
- (7) 商法（明治32年法律第48号）その他の法令の規定に違反して営業を行っていない者。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けている者。
- (9) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者。
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札書の提出手順、場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。電子調達システムによる入札の場合は、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

ただし、紙により入札の参加を希望する場合は、「紙入札参加申出書」（別紙3）により令和6年8月28日（水）10時00分までに申し出る必要があること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消をすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

- ① 入札参加申込み期限（紙による入札の場合も同じ）

令和6年8月28日（水）10時00分

※6の（3）の提出書類を添付すること。

- ② 入札書の提出期限

令和6年8月30日（金）9時30分

※「工事費内訳書（任意様式）」と併せて、電子調達システムに到着す

るよう提出すること。

なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

令和6年8月30日(金) 9時30分

② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒680-8522 鳥取市富安二丁目89番9
鳥取労働局総務部総務課会計第三係
担当 平野 0857-29-1700

③ 入札書の提出方法

入札書は(別紙1)の様式にて作成し、「工事費内訳書(任意様式)」とともに封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び入札件名を朱書しなければならない。

④ 郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれ取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

④ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに(入札書の押印を省略する場合は押印不要)、開札時まで(別紙2)の様式による代理人委任状を提出しなければならない。

⑤ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年8月30日(金) 10時00分

鳥取労働局 4階小会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 紙入札の場合、システム入力が必要なため、開札に相当時間が必要であること。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明書に対する疑義

この入札説明書についての疑義は、(別紙4)により令和6年8月22日(木)17時15分までに上記4(2)②の入札書の提出場所へ提出すること(メール可、TELは不可)。

(3) 提出書類（入札参加希望者すべて）

令和6年8月28日（水）10時00分までに、

ア 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）「資格審査結果通知書」の写し

イ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙5）

ウ 入札参加届（兼自己申告書）（別紙6）

を上記4（2）②の入札書の提出場所へ提出すること。

(4) 落札者の決定方法

- ① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ② 落札となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

鳥取労働局競争入札心得

(目的)

第1条 鳥取労働局所掌の契約に係る一般競争入札及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）その他の法令に定めるほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、予決令第70条の規定に該当するものでないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封筒に明記して該当提出書（有価証券を提供する場合は、該当提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。
- 4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、第1項本文中の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

- 6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書に記入する入札価格は、見積もった価格の110分の100に相当する金額を記入し(免税業者も同様とする)、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。

ただし、支出負担行為担当官が、その者により当該契約の内容適した履行がなされないおそれがあると認めるときは政令の定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした他の者のうち最低価格の入札者を落札者とする。

なお、契約金額は入札価格に100分の110を乗じた額とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 入札書(別紙1)及び委任状(別紙2)は鳥取労働局の定めた様式とする。
- 4 代理人が入札するときは、代表者の氏名並びに代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入し、かつ押印すること。
- 5 委任状には、代表者の氏名を記入すること(押印省略可)。
- 6 入札書は必要事項を記入の上、封筒に入れ封筒裏面の3ヶ所に「〆」を記入すること。

なお、入札書及び委任状の押印を省略しない場合は、入札書及び委任状に使用した印と同一の代表者印(代理人が入札する場合は代理人印)を押印して入札箱に投函のこと。

- 7 予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札をするので入札書の予備を持参すること。
- 8 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、これに代わり入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入

札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合においては、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格のない代理人のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札
- 三 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- 四 記名を欠く入札（押印省略可）
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 予決令第85条の基準に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(契約保証金)

第9条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金

又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約

保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合において準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 5 第3条第5項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

(入札保証金等の振替え)

第10条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名捺印し、落札者決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議申立)

第 12 条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(暴力団排除)

第 13 条 入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

2 誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

仕 様 書

工事件名 米子労働基準監督署使用面積拡張工事
施工場所 米子労働基準監督署（米子市東町124-6米子地方合同庁舎5階）
工 期 契約締結日の翌日～令和6年11月30日（土）

I 工事概要

米子労働基準監督署使用面積拡張工事（以下「本工事」という。）は、I-1に定める庁舎において、既存の会議室等を事務室として使用するための建築改修工事を行うものである。

1 施工場所

【施設名】 米子労働基準監督署

【所在地】 米子市東町124-6米子地方合同庁舎5階

2 施工内容

詳細については、別添の「工事仕様書」「数量書」のとおりとする。

3 本仕様書等に記載されていない事項については、国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」並びに関係法令及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。

II 留意事項

1 本工事の施工実施時間は、原則として庁舎の開庁日（月～金曜・祝祭日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までを基本とする。但し、閉庁日に作業を実施する必要がある場合は、必ず発注者と協議のうえ、日程・時間等の調整を行うこと。

2 受注者は、本仕様書・図面及びI-3の基準に基づき、関係法令を遵守のうえ、丁寧かつ確実に工事を実施することとし、工法・使用する資材については、発注者の指示に従うこと。

3 受注者は、仕様書等に明示の無い事項及び疑義・問題等が生じた場合は、随時発注

者と協議のうえ、その指示に従い工事を実施すること。また、施工にあたっての必要な養生・騒音対策等については、発注者の指示に従うこと。

- 4 資材等の搬入搬出及び建具取付時等、施工に際しては庁舎施設・物品等が汚損しないよう、必要な養生を行うこと。また、庁舎内外の仮置スペースについても、必要な対策を講じること。
- 5 施設内の精密機器類が損傷しないよう留意するとともに、精密機器類が損傷した場合に備え保険に加入すること。
- 6 発生した廃棄物については、関係法令等を遵守し適正な処分を行うこと。
- 7 工事終了後は、必ず清掃作業を行うこと。
- 8 工事終了後、受注者は発注者の検査を受け、合格したことを以て工事完了とする。
- 9 本仕様書に基づく本工事の実施にあたっては、必要な電力・給水・施設利用（トイレ）を受注者に無償で提供するものとする。

Ⅲ 提出書類

1 工事着工時

- (1) 着工届（任意書式）
- (2) 工事概略書、工事工程表
- (3) 施工体制台帳の写し

2 工事完成時

- (1) 完了届（任意書式）
- (2) 完成図書一式（完成図・取扱説明書・保証書） 2部
- (3) 工事写真（施工前・施工中・施工後）

建築改修工事仕様書

I. 工事概要
1. 工事場所 鳥取県米子市東町126-16
2. 敷地面積 m
3. 地域地区 都市計画地域(内・外) 市街化調整区域(内・外)
用途地域() 防火地域()
4. 建物概要

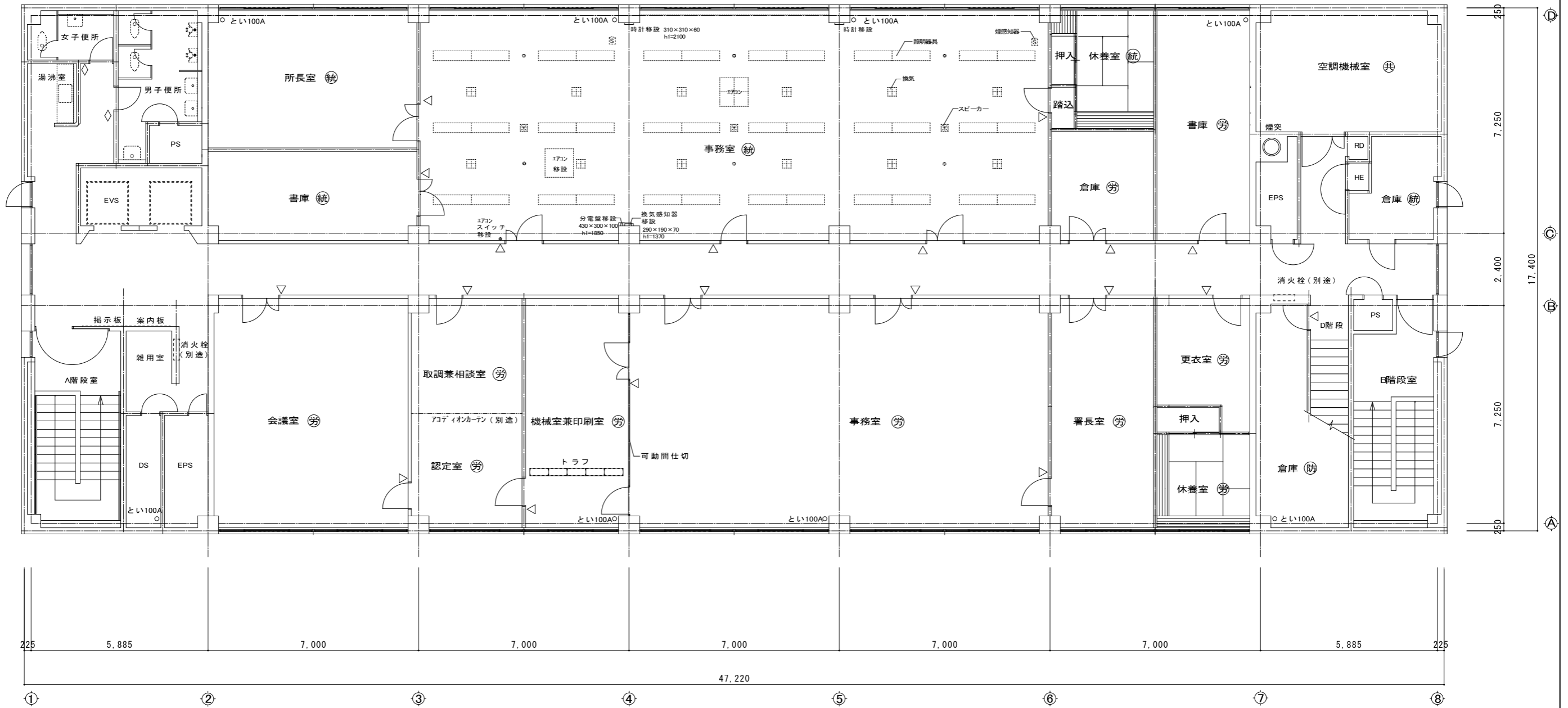
II. 建築改修工事仕様
1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁管轄部制定「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。
(2) 受注者は完了検査(中間検査含む)の検査には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料等(報告書等)を用意すること。
(3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
2. 特記仕様
(1) 項目は番号にO印のついたものを適用する。
(2) 特記事項はO印のついたものを適用する。
(3) 項目に記載[] の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目を示す。
(5) 改修標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により(条件を含む)抵触する場合には、関係法令等の遵守[1. 1. 1. 3]の規定を優先する。
(6) 材料及び製造等の特記は順不同である。

表: 仕様書項目表
項目: 適用基準等, 官公庁その他への手続, 電気保安技術者, 工事安全計画書, 発生材の処理等, 環境への配慮
特記事項: 建築工事標準仕様書(平成28年版) 国土交通省大臣官庁官庁管轄部制定建築標準仕様書(以下「標準仕様書」という)
建築改修工事管理指針(令和元年版)(上巻・下巻)
国土交通省大臣官庁官庁管轄部制定建築工事写真撮影要領(平成30年版)
国土交通省大臣官庁官庁管轄部制定建築物解体工事標準仕様書(平成31年版)
国土交通省大臣官庁官庁管轄部制定建築工事管理指針(令和元年版)(上巻・下巻)
国土交通省大臣官庁官庁管轄部制定
工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする
工事現場における電気保安技術者は、鳥取県労働部管轄工事用電気工作物保安規定第5条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。
建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する
引渡しを要するもの()
特別管理産業廃棄物()
処理方法()
現場において再利用を図るもの()
再生資源化を図るもの
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材
・PCB含有シーリング材の処理
・第一次判定
現場にてサンプルを採取し、シーリング材種別及び分析の要否を判定する
採取箇所 計 箇所
採取箇所 ※図示
第二次判定
専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う
分析回数 計 箇所
除去処理工事
除去範囲 ※図示
せつこうボードの処理
○石綿含有せつこうボード 9室による
・ひ素・カドミウム含有せつこうボード
・製造業者へ回収委託
・埋立処分(管理型最終処分場)
処分施設の名称・所在地()
○石棉含有、ひ素・カドミウム含有以外のせつこうボード
・再資源化(再資源化施設) ・最終処分(管理型最終処分場)
処分施設の名称・所在地()
化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする
1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集塵材、扉板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、断熱材、断熱材、塗料、仕上げ塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分に応じた材料を使用する
2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する
4) 1)の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする
ホルムアルデヒド放散量 規制対象外
①建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
ホルムアルデヒド放散量 第三種
①建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施行令第20条の第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

表: 材料の品質等
1. 一般共通事項
8. 特別な材料の工法
9. 施工数量調査
10. 調査のための破壊部分の修繕
11. 技能士
17. 仮設工事
18. 撤去部分
19. 撤去部分
20. 撤去部分
21. 撤去部分
22. 撤去部分
23. 撤去部分
24. 撤去部分
25. 撤去部分
26. 撤去部分
27. 撤去部分
28. 撤去部分
29. 撤去部分
30. 撤去部分
31. 撤去部分
32. 撤去部分
33. 撤去部分
34. 撤去部分
35. 撤去部分
36. 撤去部分
37. 撤去部分
38. 撤去部分
39. 撤去部分
40. 撤去部分
41. 撤去部分
42. 撤去部分
43. 撤去部分
44. 撤去部分
45. 撤去部分
46. 撤去部分
47. 撤去部分
48. 撤去部分
49. 撤去部分
50. 撤去部分
51. 撤去部分
52. 撤去部分
53. 撤去部分
54. 撤去部分
55. 撤去部分
56. 撤去部分
57. 撤去部分
58. 撤去部分
59. 撤去部分
60. 撤去部分
61. 撤去部分
62. 撤去部分
63. 撤去部分
64. 撤去部分
65. 撤去部分
66. 撤去部分
67. 撤去部分
68. 撤去部分
69. 撤去部分
70. 撤去部分
71. 撤去部分
72. 撤去部分
73. 撤去部分
74. 撤去部分
75. 撤去部分
76. 撤去部分
77. 撤去部分
78. 撤去部分
79. 撤去部分
80. 撤去部分
81. 撤去部分
82. 撤去部分
83. 撤去部分
84. 撤去部分
85. 撤去部分
86. 撤去部分
87. 撤去部分
88. 撤去部分
89. 撤去部分
90. 撤去部分
91. 撤去部分
92. 撤去部分
93. 撤去部分
94. 撤去部分
95. 撤去部分
96. 撤去部分
97. 撤去部分
98. 撤去部分
99. 撤去部分
100. 撤去部分

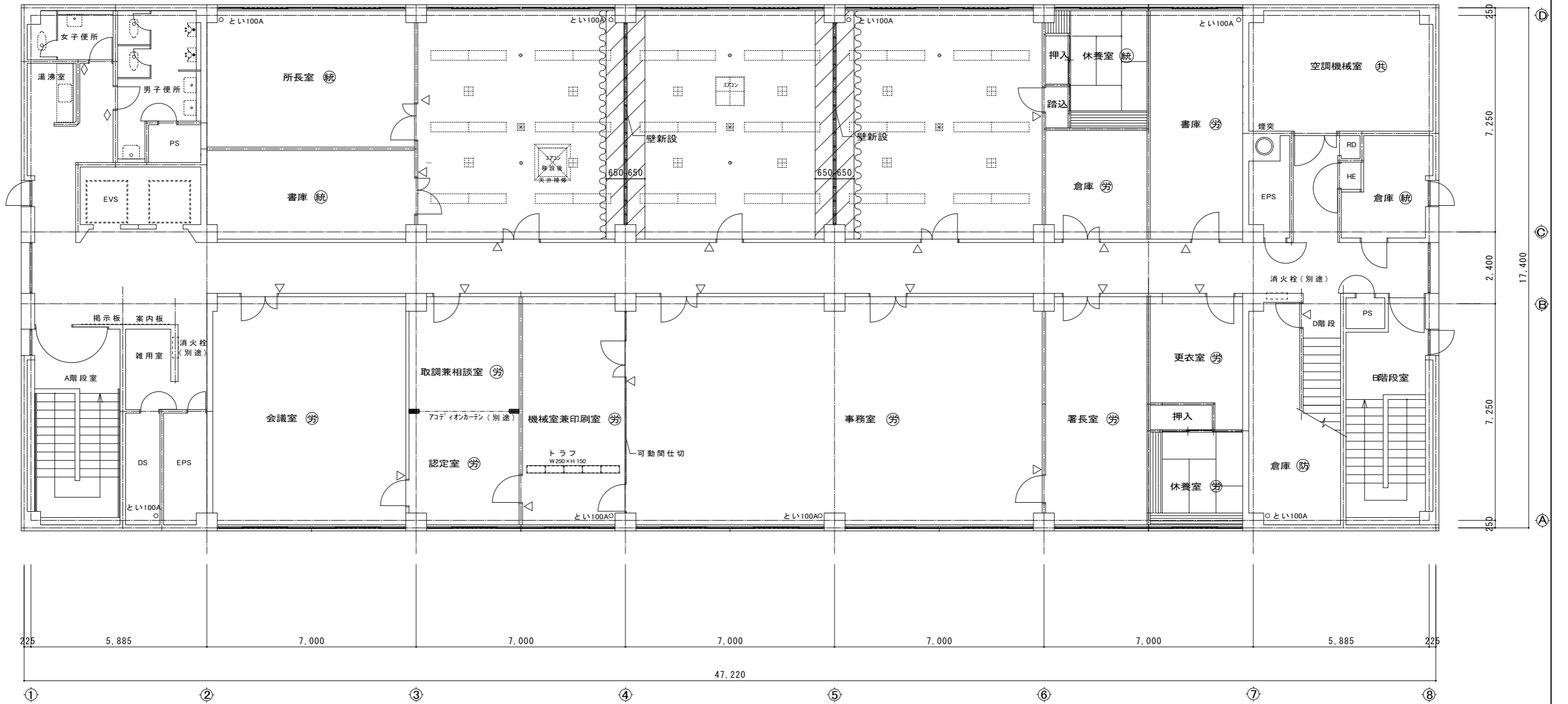
表: 12. 化学物質の濃度測定
13. 完成写真
14. 完成時の提出図書
15. 施工図及び施工計画書
16. 設備工事の取り扱い
17. 撤去部分
18. 撤去部分
19. 撤去部分
20. 撤去部分
21. 撤去部分
22. 撤去部分
23. 撤去部分
24. 撤去部分
25. 撤去部分
26. 撤去部分
27. 撤去部分
28. 撤去部分
29. 撤去部分
30. 撤去部分
31. 撤去部分
32. 撤去部分
33. 撤去部分
34. 撤去部分
35. 撤去部分
36. 撤去部分
37. 撤去部分
38. 撤去部分
39. 撤去部分
40. 撤去部分
41. 撤去部分
42. 撤去部分
43. 撤去部分
44. 撤去部分
45. 撤去部分
46. 撤去部分
47. 撤去部分
48. 撤去部分
49. 撤去部分
50. 撤去部分
51. 撤去部分
52. 撤去部分
53. 撤去部分
54. 撤去部分
55. 撤去部分
56. 撤去部分
57. 撤去部分
58. 撤去部分
59. 撤去部分
60. 撤去部分
61. 撤去部分
62. 撤去部分
63. 撤去部分
64. 撤去部分
65. 撤去部分
66. 撤去部分
67. 撤去部分
68. 撤去部分
69. 撤去部分
70. 撤去部分
71. 撤去部分
72. 撤去部分
73. 撤去部分
74. 撤去部分
75. 撤去部分
76. 撤去部分
77. 撤去部分
78. 撤去部分
79. 撤去部分
80. 撤去部分
81. 撤去部分
82. 撤去部分
83. 撤去部分
84. 撤去部分
85. 撤去部分
86. 撤去部分
87. 撤去部分
88. 撤去部分
89. 撤去部分
90. 撤去部分
91. 撤去部分
92. 撤去部分
93. 撤去部分
94. 撤去部分
95. 撤去部分
96. 撤去部分
97. 撤去部分
98. 撤去部分
99. 撤去部分
100. 撤去部分

表: 2. 仮設工事
3. 防水改修工事
4. 排水改修工事
5. 排水改修工事
6. 排水改修工事
7. 排水改修工事
8. 排水改修工事
9. 排水改修工事
10. 排水改修工事
11. 排水改修工事
12. 排水改修工事
13. 排水改修工事
14. 排水改修工事
15. 排水改修工事
16. 排水改修工事
17. 排水改修工事
18. 排水改修工事
19. 排水改修工事
20. 排水改修工事
21. 排水改修工事
22. 排水改修工事
23. 排水改修工事
24. 排水改修工事
25. 排水改修工事
26. 排水改修工事
27. 排水改修工事
28. 排水改修工事
29. 排水改修工事
30. 排水改修工事
31. 排水改修工事
32. 排水改修工事
33. 排水改修工事
34. 排水改修工事
35. 排水改修工事
36. 排水改修工事
37. 排水改修工事
38. 排水改修工事
39. 排水改修工事
40. 排水改修工事
41. 排水改修工事
42. 排水改修工事
43. 排水改修工事
44. 排水改修工事
45. 排水改修工事
46. 排水改修工事
47. 排水改修工事
48. 排水改修工事
49. 排水改修工事
50. 排水改修工事
51. 排水改修工事
52. 排水改修工事
53. 排水改修工事
54. 排水改修工事
55. 排水改修工事
56. 排水改修工事
57. 排水改修工事
58. 排水改修工事
59. 排水改修工事
60. 排水改修工事
61. 排水改修工事
62. 排水改修工事
63. 排水改修工事
64. 排水改修工事
65. 排水改修工事
66. 排水改修工事
67. 排水改修工事
68. 排水改修工事
69. 排水改修工事
70. 排水改修工事
71. 排水改修工事
72. 排水改修工事
73. 排水改修工事
74. 排水改修工事
75. 排水改修工事
76. 排水改修工事
77. 排水改修工事
78. 排水改修工事
79. 排水改修工事
80. 排水改修工事
81. 排水改修工事
82. 排水改修工事
83. 排水改修工事
84. 排水改修工事
85. 排水改修工事
86. 排水改修工事
87. 排水改修工事
88. 排水改修工事
89. 排水改修工事
90. 排水改修工事
91. 排水改修工事
92. 排水改修工事
93. 排水改修工事
94. 排水改修工事
95. 排水改修工事
96. 排水改修工事
97. 排水改修工事
98. 排水改修工事
99. 排水改修工事
100. 排水改修工事




既設 5 階平面図

TITLE	NAME	SCALE		DATE	CHECK	DRAWING	NO. A - 2 / 4
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	既設 5 階平面図	S=1:100					
			※A2→A3へ縮小 (70.7%)				



改修 5 階平面図

凡例

 天井撤去、復旧

 簡易間仕切 (シート程度)

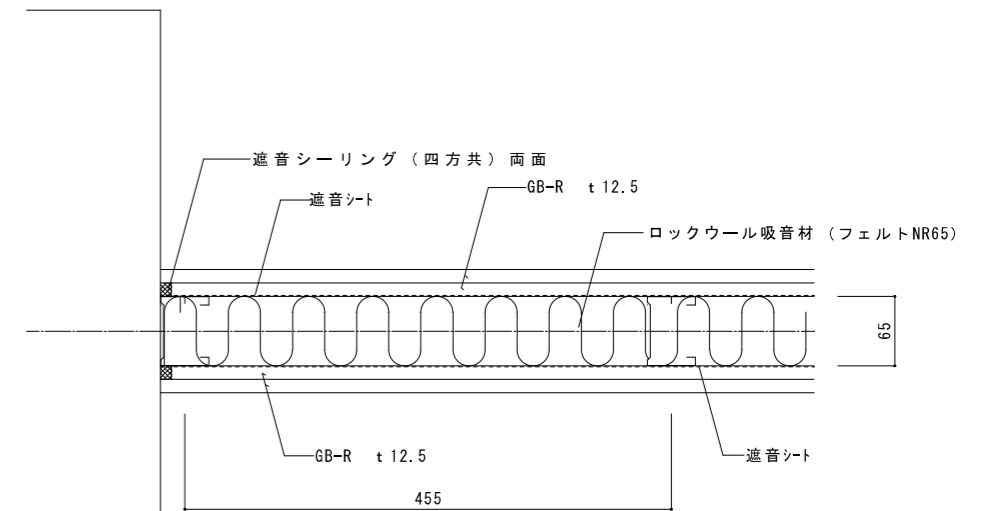
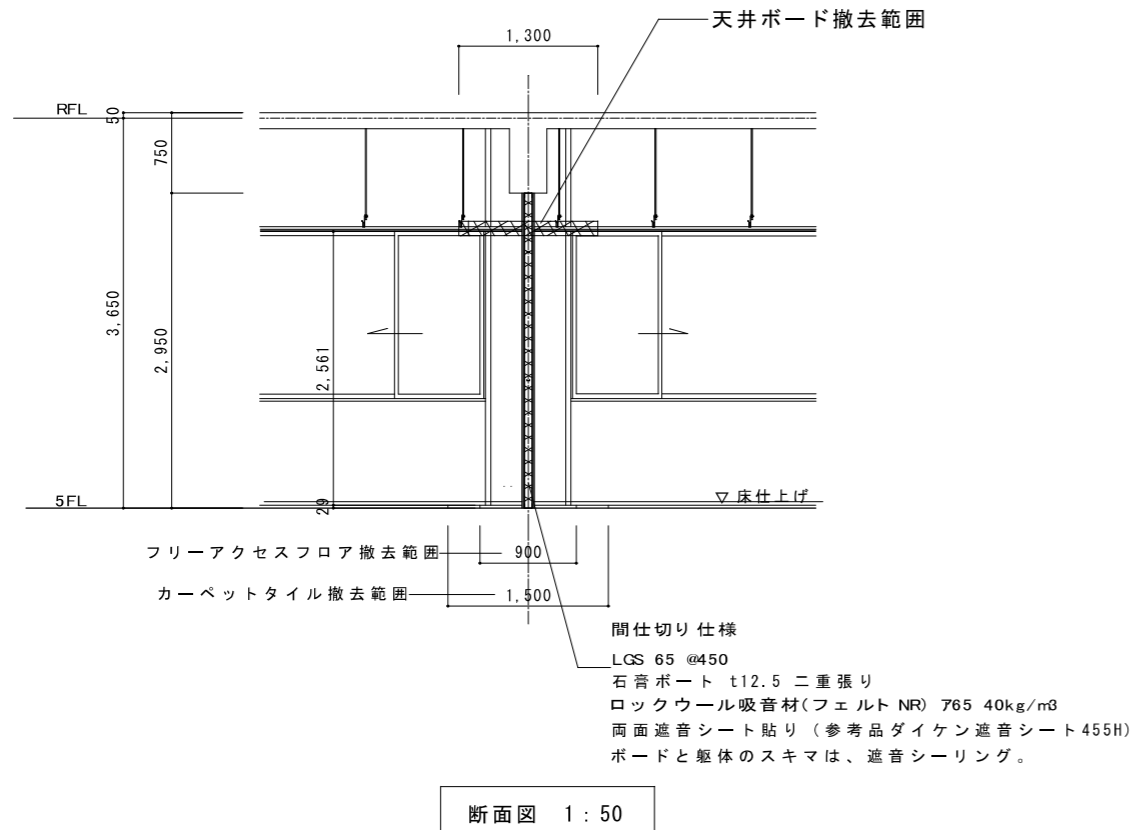
TITLE	NAME	SCALE		DATE	CHECK	DRAWING	NO. A - 3 / 4
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	改修 5 階平面図	S=1:100					
			※A2→A3へ縮小 (70.7%)				

既設仕上

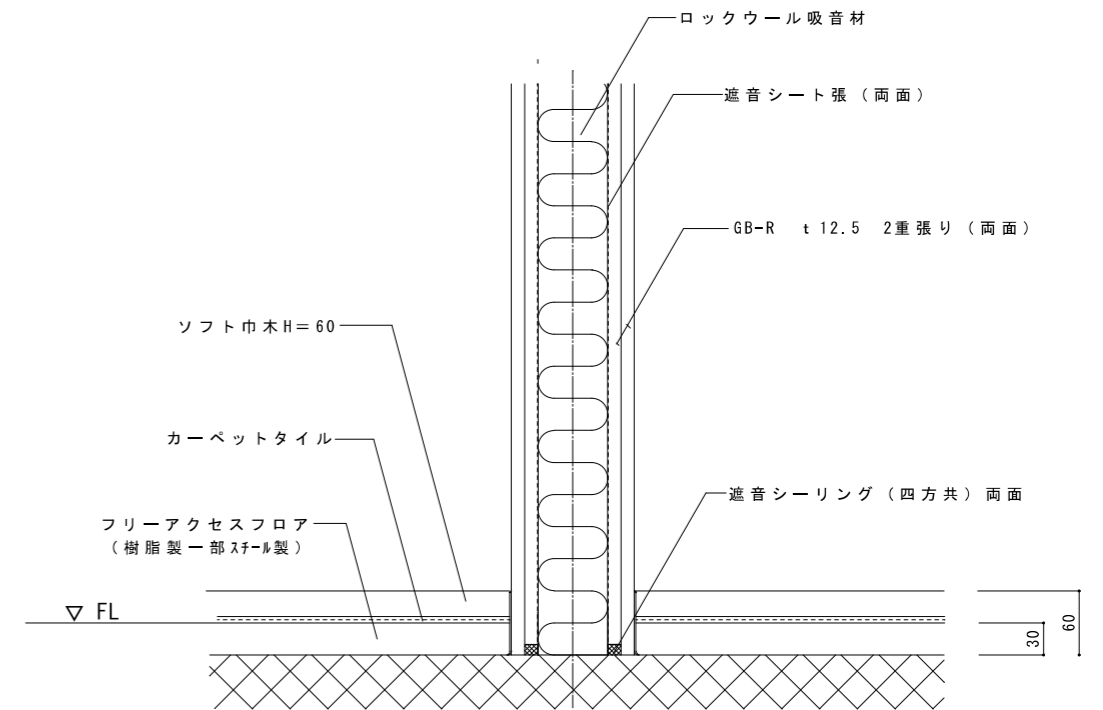
部位	内容	備考
床	フリーアクセスフロア H30 下地 カーペットタイル t6.2	間仕切り部切断取り外し 同上
巾木	ソフト巾木 H=60	
壁	石膏ボード張り t=12.5 下地 ビニルクロス貼り	
天井	LGS下地 石膏ボード t 9.5下地 岩綿吸音板 t12	間仕切り部切断取り外し

改修仕上

部位	内容	備考
床	フリーアクセスフロア H30 下地 カーペットタイル t6.2	部分補修 "
巾木	ソフト巾木 H=60	新設部分
壁	石膏ボード張り t=12.5 下地 両面2重張り 間仕切り内ロックール詰め 両面遮音シート張 ビニルクロス貼り	新設部分 遮音シート(参考品 ダイケン遮音シート 455H) 部分補修
天井	LGS下地 石膏ボード t 9.5下地 岩綿吸音板 t12 アルミ天井点検口 450角 16ヶ所 空調機移設後天井補修	



断面詳細図 1:5



縦断面詳細図 1:5

TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO.
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	断面図・断面詳細図	S=1:50 S=1:5				A - 4 / 4
※A2→A3へ縮小 (70.7%)						

電気設備工事仕様書

I. 工事概要

1 工事場所 鳥取県米子市東町124?16

2 建物概要

Table with columns: 番号, 建物名称, 構造, 階数, 建築基準法による延べ面積(m2), 消防法施行条例表第一の区分, 備考

3 工事種目 (印の付いたものが対象工事種目)

Table with columns: 工事種目, 番号, 1, 2, 3, 4, 5, 屋外, 備考

4 設備概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。印の付いたものを適用する。)

Table with columns: 設備種別, 電気方式, 幹線, 分岐, 非常用照明器具, 誘導灯, 動力設備, 雷保護設備, 受変電設備, 電力貯蔵設備

Table with columns: 発電設備, 通信情報設備, 中制監視設備, 構内配電線路, 構内通信線路, 対策方策, 責任分界点

II. 特記仕様

1 一般事項

- (1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様等のうち、印の付いたものによる。
(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和4年版)」(以下「監理指針」という。)を適用する。
(3) 機械設備工事及び建築工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

2 特記事項

- (1) 項目は番号に印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は印の付いたものを適用する。印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。印と印の付いた場合は共に適用する。
(3) 一般共通事項のうち() 項は、● 建築 ● 機械設備 工事仕様書による。

Table with columns: 項目, 特記事項

12 完成図等

Table with columns: 区分, 名称, 部数

13 他工事との取合い

Table with columns: 他工事との取合い, 電気設備, 機械設備, 建築

14 土工事

埋め戻し土 ※根切土の中の良質土 ●山砂の類() ●真砂土()
建設発生土の処理 ●構内に搬出し適切に処理 ※構内敷きならし ●構内の指示する場所に堆積

15 電線類

本工事では、新設ケーブルには原則としてEMケーブルを使用するものとする。(※既設配線への接続ケーブルを除く)
EM電線類で規格等の定めのないものはハログン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。
通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。

16 電線本数・管路等

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
メッキ付容量 300g/m以上とする。(※ 屋外 ●)
塗装する部分 ●居室、廊下等 ●機械室 ●屋外 ●
波付硬質合成樹脂管(FEP)を使用する場合は不燃又は難燃性とする。

設備機器の固定は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(令和3年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部)によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

Table with columns: 設置場所, 機器種別, 重要機器, 一般機器, 特定施設, 一般施設

注) 上層階の定義は次(次頁)による。
2~6階建: 最上階、7~9階建: 上層2階、10~12階建: 上層3階、13階以上: 上層4階
重要機器 (● 配電盤 ● 非常用発電装置 ● 交換機 ● 直流電源装置 ● UPS装置 ● 火災報知受信機 ● 中央監視制御装置 ●)
2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
● ステンレス製() ● 溶融亜鉛メッキを施した鋼材
外気に面する壁、スラブ等で打ちこみとなる位置ボックスは保温、結露防止処理を行う。
工事の施工に伴い既存部分に汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
検査方法 ● 放射線透過検査 ●

Table with columns: TITLE, NAME, SCALE, DATE, CHECK, DRAWING, NO. E

②接 地 極

接地の種類	記号	接地抵抗値	接 地 極
● 共同接地	E A E D	10Ω以下	E B × 3 連 - 2 組
● 共同接地	E A E C E D	10Ω以下	E B × 3 連 - 2 組
● A 種	E A	10Ω以下	E B × 3 連 - 2 組
● B 種	E B	Ω以下	E B × 2 連 - 2 組
● C 種	E C	10Ω以下	E B × 3 連 - 2 組
● D 種	E D	100Ω以下	E B × 1

● 雷保護設備用 E L A Ω以下 ● E B × 連 - 組
● 高圧避雷器 E L H 10Ω以下 E B × 3 連 - 2 組
● 交換機用 E t Ω以下 E B × 3 連 - 1 組
● 通信用 E A t 10Ω以下 E B × 3 連 - 2 組
● 通信用 E D t 及び E D a 100Ω以下 E B × 1
● 電話引込口の保安器用 E L t 100Ω以下 E B × 1
● 測定用 E o - E B × 1

(連絡又は単独の場合、E BはD=14 L=1500 または W=40 L=1200とする)
(測定用の場合、E BはD=10 L=1500 または W=30 L=1200とする)
建築改修標準仕様書 9章 環境配慮改修工事 1節 アスベスト含有建材の処理工事による。
処理を行うアスベスト含有建材の仕様等

建材の内容・箇所	仕様等	処理を行う範囲

※ 県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者であること。
※ 官公署その他への手続きは、建築改修標準仕様書によるほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて必要な手続きを行う。
● 施工調査(分析によるアスベスト含有建材の調査)を行う。
分析方法はJ I S A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。
● アスベスト粉じん濃度測定を行う。
(測定時期: 測定場所: 測定点:)
● 洗浄設備(洗眼、うがいの設備)及び更衣設備等を設ける。
● 作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。
対象箇所()

30 室内空気中の化学物質の濃度測定
31 火災保険等
32 グリーン購入
1 照明器具
2 一般照明の照度測定
3 非常用照明の照度測定
4 照明制御の照度測定等

1 機器への接続
2 動力機
3 重保護
4 受電機
5 電力貯蔵機
6 発電設備
7 情報表示設備

1 大地抵抗率の測定
2 外部雷保護設備接地システム
1 変圧器移動車輪
2 デマンド監視装置
3 予備品等
4 盤内照明
1 交流無停電電源装置(UPS)
1 自家発電装置
● ディーゼル発電装置
● ガスエンジン発電装置
● ガスタービン発電装置
● 熱供給発電装置
● 燃料電池発電装置
2 太陽光発電装置
3 風力発電装置
1 マルチサイン装置
2 出退表示装置
3 時刻表示装置

1 交換機
2 保安器用接地
3 壁付電話機との接続
4 回線数
5 電話機
6 電話機への配線

9 映像音響設備
10 拡声機
11 誘導装置
12 音声誘導装置

13 構内配電線路
14 構内通信線路
15 テレビ電波受信障害調査

16 その他
1 機器取付高

16 その他
1 機器取付高

名 称	測 点	取付高 (mm)
取引用計器	地上～窓中心	1,900～2,000
引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200
分電盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
スイッチ	〃	1,300
〃 (多機能トイレ)	〃	1,100
コンセント (一般)	〃	300
〃 (和室)	〃	150
〃 (台)	台上～中心	150
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300
〃 (車椅子用)	〃	900
ブラケット (一般)	〃	2,100～2,300
〃 (踊場)	〃	2,000～2,500
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
手元開閉器	〃	1,500
操作スイッチ	〃	1,300
端子盤	床上～下端	300
保安器箱	天井下～上端	200
壁付アウトレット	床上～中心	300
〃 (和室)	〃	150
壁掛形時計	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
子時計	〃	天井高×0.9
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9
壁付アテンネータ	〃	1,300

2 工事のため送電線及び配電線の近くで作業するときは、事前に中国電力に連絡し、事故防止に努めること。

局線応答方式 (● 局線中継台方式 ● 分散中継台方式 ● ダイアルイン方式 ● ダイレクトインダイヤル方式 ● ダイレクトインライン方式)
停電補償時間 (分)
※ 本工事 ● 別途工事
※ モジュラージャック ● 電話用プレート
内線 / / 回線 局線 / / 回線 (現用/実装/容量)
● 一般電話機 台 ● 多機能電話機 台 ● ファクシミリ 台
● デジタルコードレス電話機 台 ● IP電話機 台
桌上電話機1台につき次のものを見込む。
● ボタン電話機 (● EM-BT1EE 0.4-2P ●) (※ 15m ●)
● 内線電話機 (● EM-TIEF 0.65-2C ●) (※ 15m ●)
● 多機能電話機 (● EM-BT1EE 0.4-2P ●) (※ 15m ●)
● IP電話機 (● EM-IMP 0.5-4P ●) (※ 15m ●)

1 プロジェクタ
2 増幅器
3 音声誘導装置

1 自動火災報知設備
2 自動閉鎖設備
3 ガス漏れ火災警報設備

1 施工方法
2 地中箱
3 高圧負荷開閉器
4 高圧ケーブルの端末部
5 高圧ケーブルの屋外端処理
6 標識シート
7 照明用ポール

1 施工方法
2 地中箱
3 標識シート
1 調査仕様
2 テレビ電波受信障害調査時期
3 受信する受信波及び地点数
4 報告書提出部数

機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

名 称	測 点	取付高 (mm)
表示盤	床上～中心	天井高×0.9
壁付発信器	〃	1,300
ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
受信押ボタン (一般)	〃	1,300
電源箱	床上～下端	300
外部受信用インターホン(子機)	標準図による	
壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	1,300
壁付押ボタン(多機能トイレ)	〃	900
壁付押ボタン(多機能トイレ)	〃	300
機器収容箱	天井下～上端	200
直列ユニット	床上～中心	300
〃 (和室)	〃	150
受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
機器収容箱	〃	800～1,500
発信機	床上～中心	800～1,500
ベル	天井下～上端	200
表示灯	〃	200
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300
検知器 (都市ガス)	天井下～下端	300
〃 (LPガス)	床上～上端	300

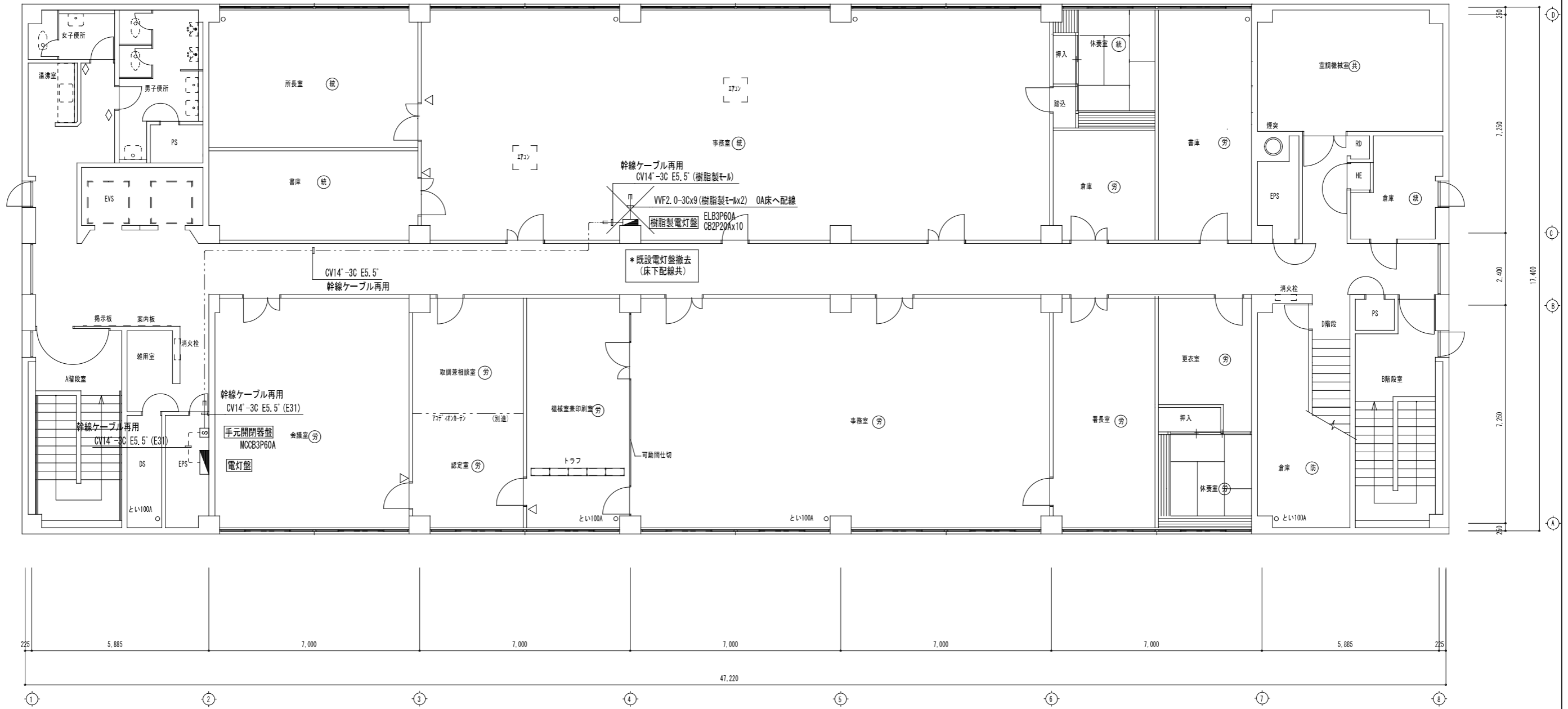
2 工事のため送電線及び配電線の近くで作業するときは、事前に中国電力に連絡し、事故防止に努めること。

[Ⅲ] 機 材 等

この工事に使用する機材は下記に記載されているもの他、同等品以上とする。
設計図書の製品番号は、特定の製品を限定しない。
同等品以上とする場合には、同等品承認書を提出し監督員の承認を得ること。

品 名	製 造 業 者
1. 電 線	矢崎、日立、住友
2. 電 力 ケ ー プ ル	同上
3. 通 信 ケ ー プ ル	同上
4. 耐 火 ・ 耐 熱 ケ ー プ ル	耐火・耐熱電線認定業務委員会の認定 (J C M A マーク) の表示をしたもの。
5. 波 付 硬 質 合 成 樹 脂 管	古河電工、未来工業、カナフレックス
6. 鋼 製 電 線 管	パナソニック、丸一、日鉄
7. 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 電 線 管	積水化学工業
8. 合 成 樹 脂 製 可 とう 電 線 管	パナソニック、古河電工、未来工業
9. 蛍 光 灯	パナソニック、東芝、日立、三菱、大光、遠藤
10. 白 熱 灯 ・ L E D	パナソニック、東芝、日立、三菱、大光、遠藤
11. 非 常 用 照 明 器 具	上記製造業者のうち (財) 日本建築センターの性能評定マークが貼付されたもの。
12. 誘 導 灯	上記製造業者のうち誘導灯認定委員会の認定証書が貼付されたもの。
13. H I D 灯	パナソニック、東芝、日立、三菱
14. 配 線 器 具	パナソニック、東芝
15. 高 圧 配 電 盤	かわでん、東芝、日立、増岡、内外
16. 低 圧 配 分 電 盤	かわでん、パナソニック、東芝、日立、増岡、内外
17. 端 子 盤	同上
18. 配 線 用 遮 断 器	パナソニック、東芝、日立、三菱、富士
19. 電 磁 開 閉 器	パナソニック、東芝、日立、三菱、富士、戸上
20. 保 護 継 電 器	パナソニック、東芝、日立、富士、オムロン
21. 水 位 継 電 器	パナソニック、日立、三菱、富士、オムロン
22. コ ン デ ン サ	パナソニック、ダイヘン、東芝、日立、三菱
23. 変 圧 器 (高 圧 用)	同上
24. 高 圧 遮 断 器	東芝、日立、三菱、富士
25. 高 圧 気 中 開 閉 器	東芝、三菱、戸上、エナジーサポート
26. 自 家 発 電 機 (制 御 盤 を 含 む)	東芝、日立、三菱、川崎、ヤンマー ただし防災用は左記のうち (社) 日本内燃力発電設備協会の認定証書が貼付されたもの。
27. 蓄 電 池	新神戸、日本電池、GS ）。ただし建築基準法用及び消防法に使用する別用度のものは、左記のうち
28. 整 流 装 置	同上
29. 電 話 交 換 機 及 び 電 話 機	沖電気、日立、パナソニック、東芝、富士通 ）。ただし (財) 電気通信端末機器審査協会の認定を受けている旨の表示をしたもの。
30. イ ン タ ー ホ ン	パナソニック、東芝、アイホン
31. 火 災 報 知 装 置	沖、東芝、能美、ホーチキ、パナソニック ）。ただし、日本消防検定協会の検定合格証書が貼付されたもの。
32. 自 動 閉 鎖 装 置	同上 ）。ただし、(財) 日本建築センターの性能評定マークが貼付されたもの。
33. 非 常 警 報 装 置	同上 ）。ただし、非常警報設備認定業務委員会の認定証書が貼付されたもの。
34. 表 示 器	パナソニック
35. 電 気 時 計	パナソニック
36. 拡 声 ・ 非 常 放 送 装 置	T O A 、 J V C ケンウッド、パナソニック、東芝 ）。ただし、非常放送装置は非常用放送設備委員会の基準適合ラベルが貼付されたもの。
37. テ レ ビ 共 同 受 信 機 器	マスプロ、ホーチキ、パナソニック
38. ハ ン ド ホ ー ル	イーエムシー西部、インテックス、ランデス、オーコ、カナフレックス
39. 避 雷 針	大阪、日本
40. コ ン ク リ ー ト 柱	ダイニチ、日本ネットワークサポート、中国高圧
41. ケ ー ブ ル ラ ッ ク ・ レ ー ス ウ ェ イ	ネグロス、パナソニック、東芝
42. ガ ス 漏 れ 警 報 受 信 機	矢崎、パナソニック ）。ただし日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証書が貼付されたもの。
43. ガ ス 検 査 器	同上 ）。ただし、(財) 日本ガス機器検査協会の合格証書又は高圧ガス保安協会の検定合格証書が貼付されたもの。
44. セ キ ュ リ テ ィ 、 H A 機 器	東芝、三菱、山武、アイホン、パナソニック
45. 中 央 監 視 制 御 機 器	山武、ジョンソンコントロール、パナソニック

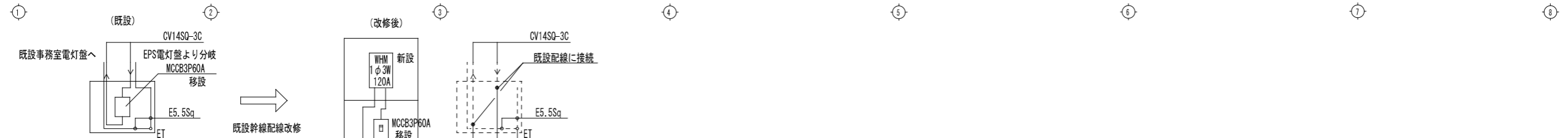
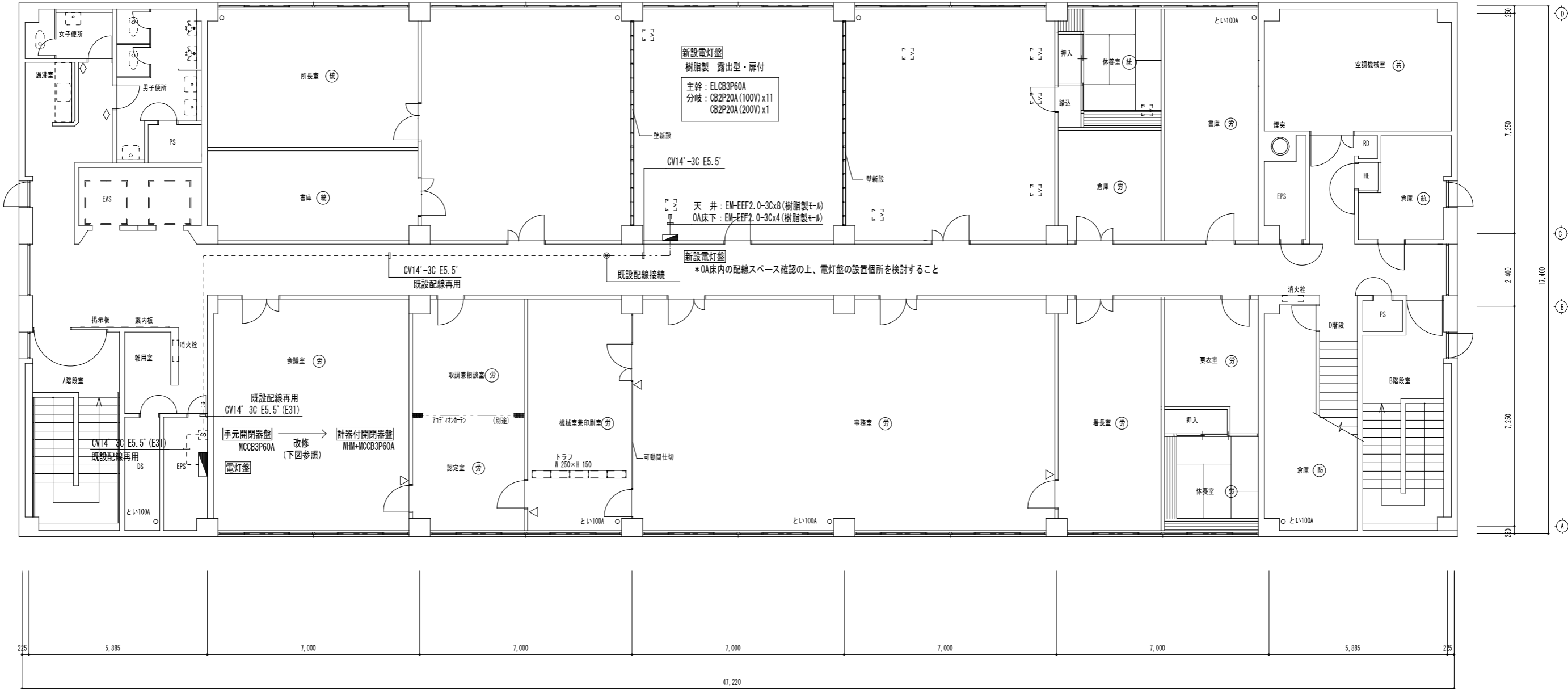
※ 送電線の近くで作業するときは、前もって中部電力へ連絡すること。
※ 不許複製



既設 5階平面図

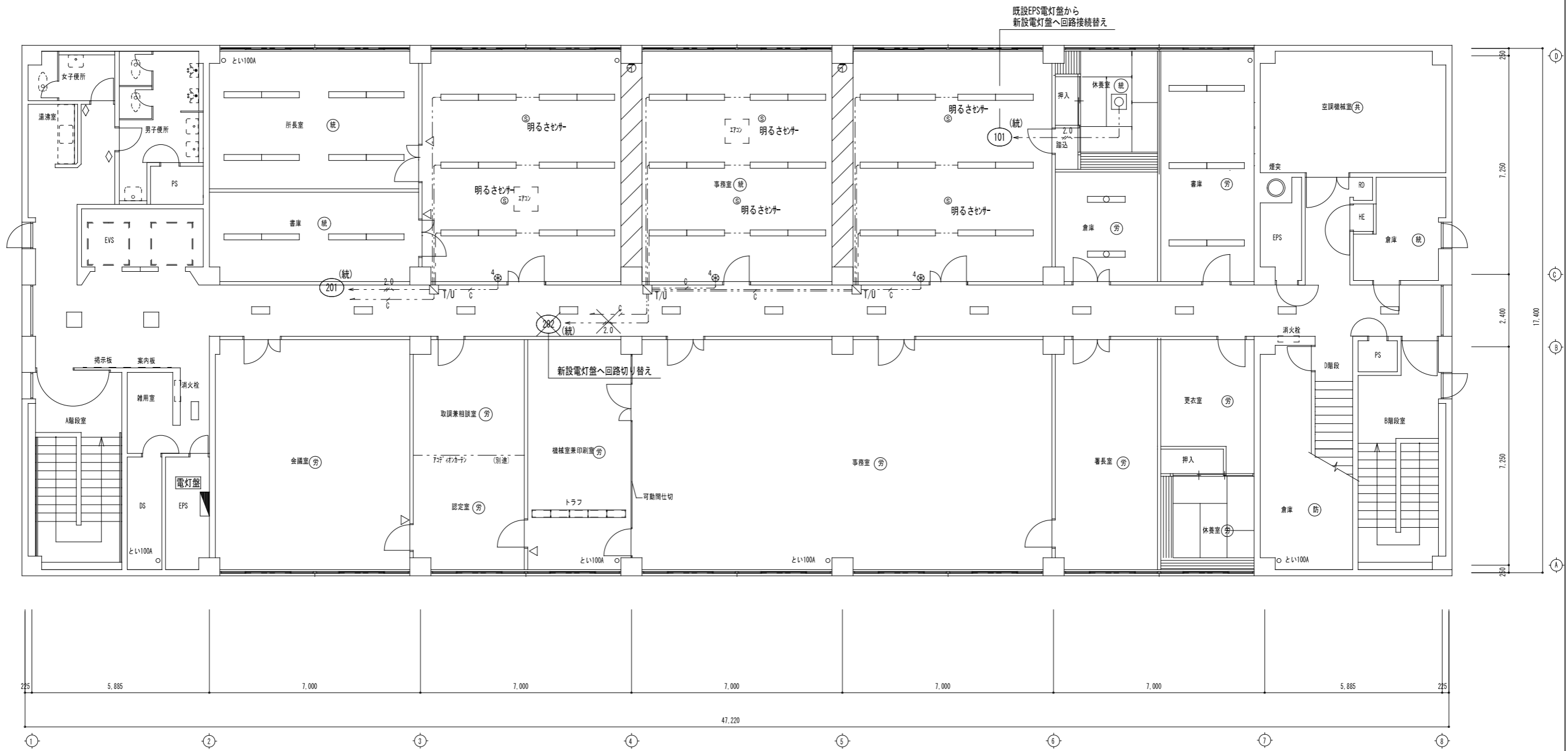
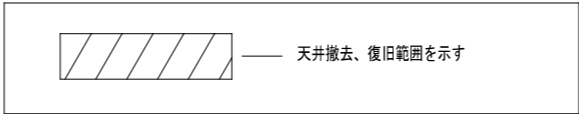
TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO.
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	既設 幹線設備	S=1:100 ※A2→A3へ縮小 (70.7%)				E - 03/10

天井点検口 450×450 別途建築工事を示す



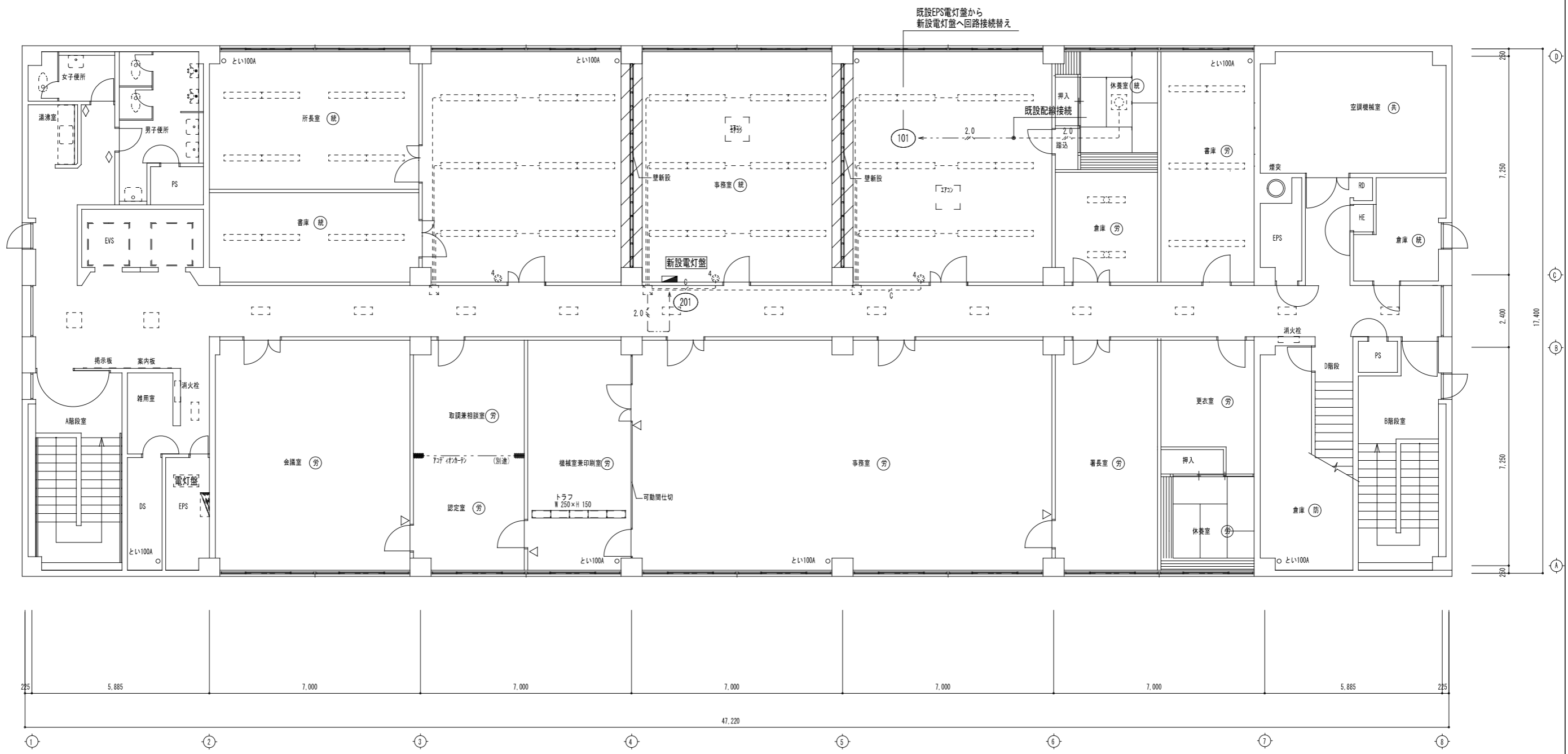
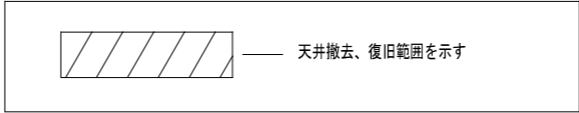
改修 5階平面図

TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO.
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	改修 幹線設備	S=1:100				E - 04/10
※A2→A3へ縮小 (70.7%)						



既設 5階平面図

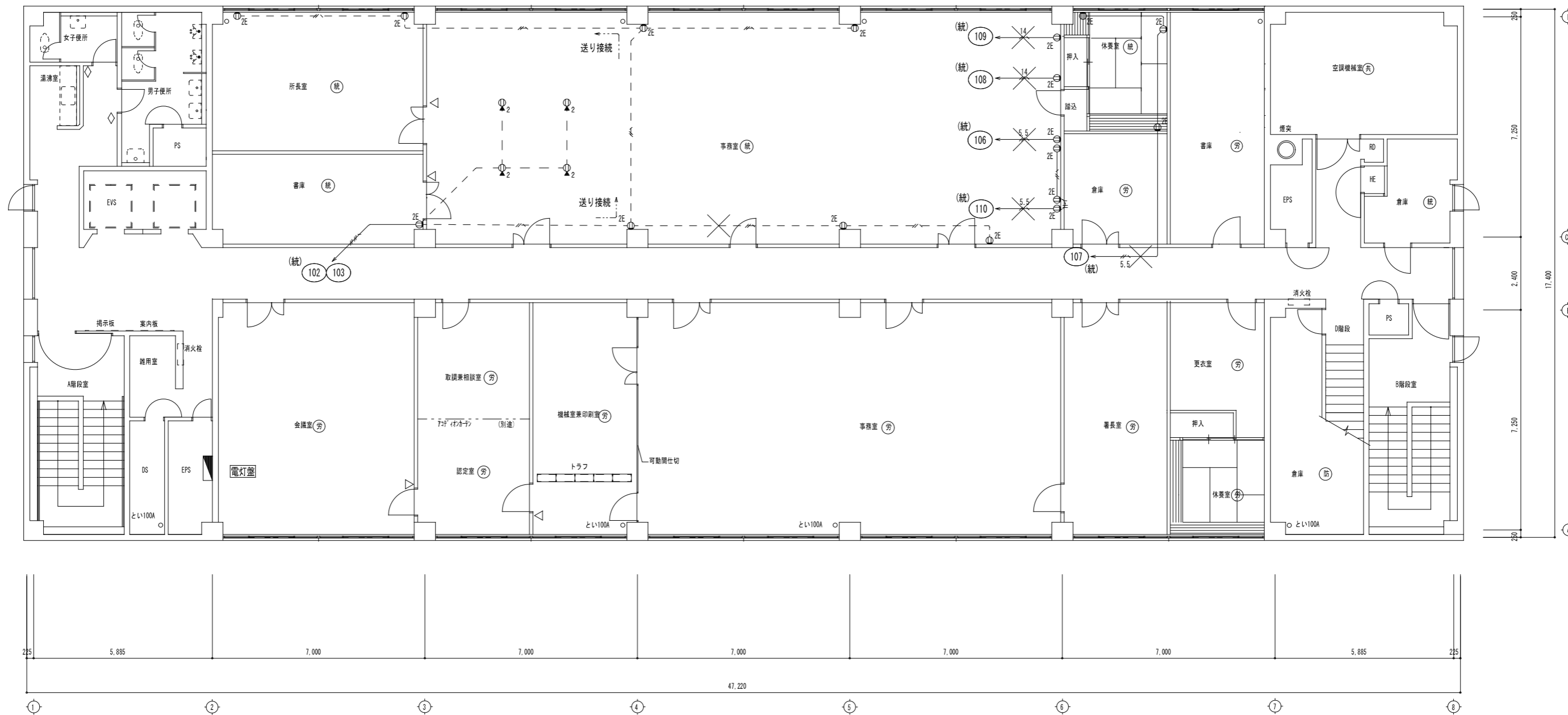
TITLE 米子労働基準監督署使用面積拡張工事	NAME 既設 電灯設備	SCALE S=1:100 ※A2→A3へ縮小(70.7%)	DATE	CHECK	DRAWING	NO. E — 05/10



(特記事項)
 図中特記なき配線は下記による。
 EM-EF2.0-3C 10-E

改修 5階平面図

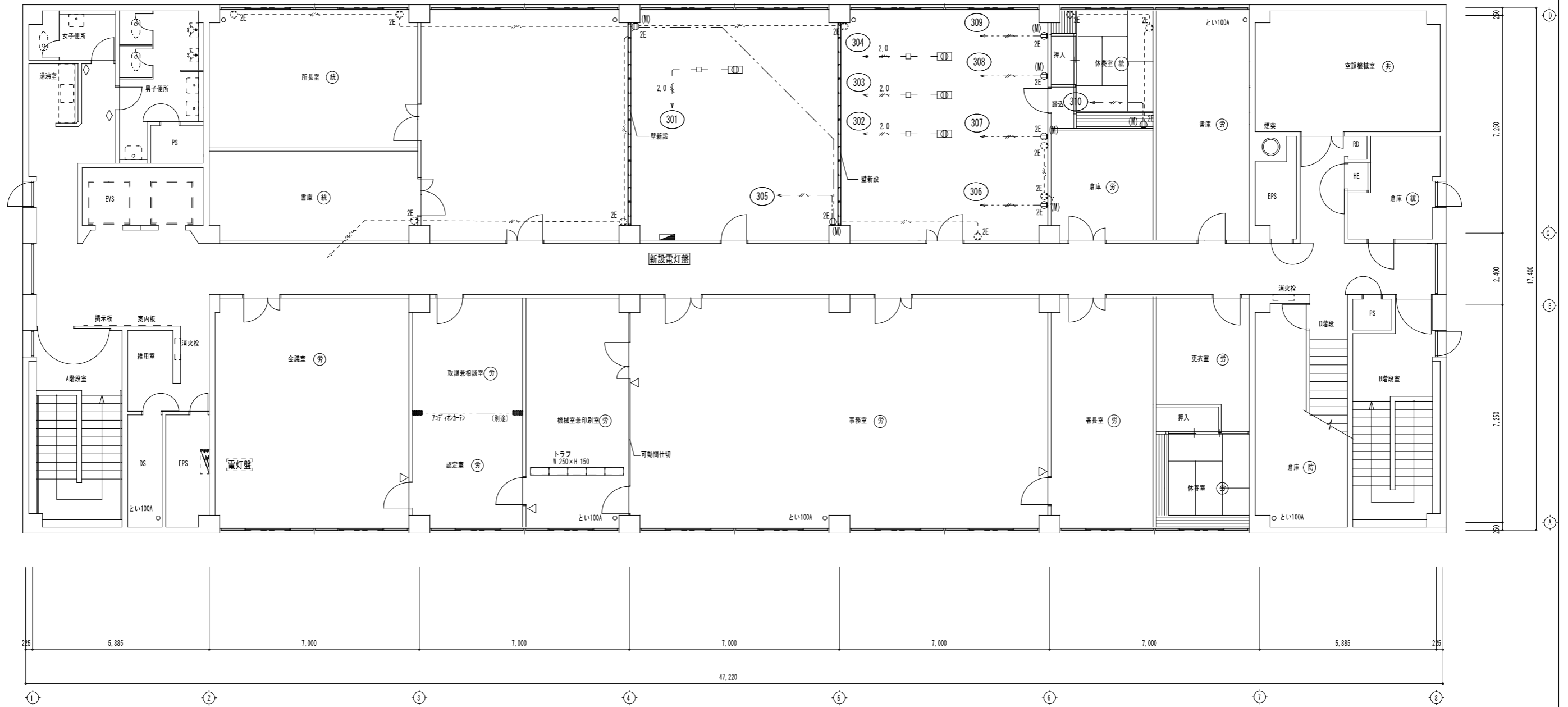
TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO. E - 06/10
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	改修 電灯設備	S=1:100 ※A 2→A 3へ縮小 (70.7%)				



✕ ... 幹線系統切り分けのためボックス内にて配線切り離しのうえ絶縁処理。

既設 5階平面図

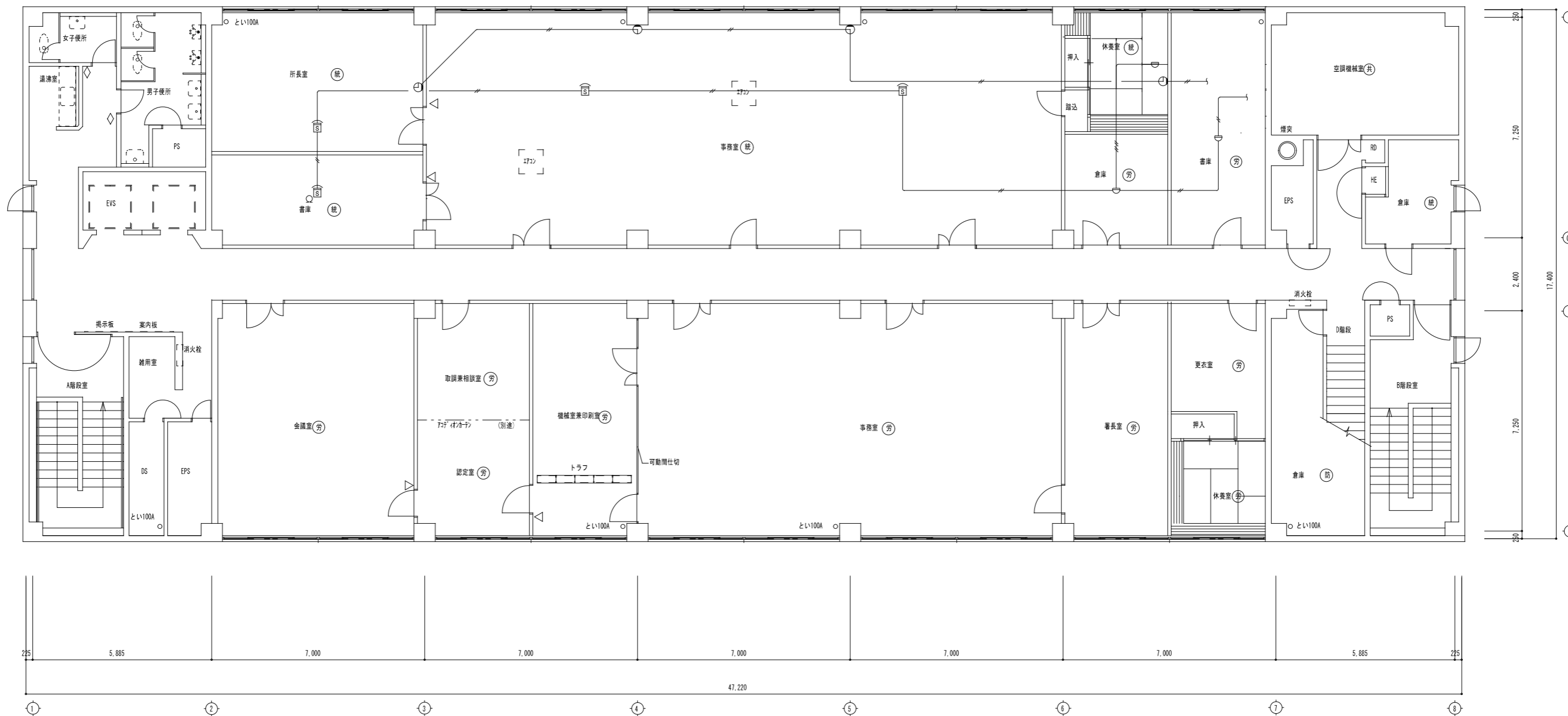
TITLE 米子労働基準監督署使用面積拡張工事	NAME 既設 コンセント設備	SCALE S=1:100		DATE	CHECK	DRAWING	NO. E — 07/10
			※A2→A3へ縮小 (70.7%)				



改修 5階平面図

(特記事項)	
図中特記なき配線は下記による。	
-	EM-EEF2.0-3C
- []	OAタップ 2P15ALKEx4口 3mケーブル付
□	ハーネスジョイント 2分岐
(M)付コンセントは【MM.A】ボックス取付で回路切り分けを示す。(配線器具は再用)	
今回改修工事にて事務室として使用するため幹線系統を切り分ける。	
対象外の部屋に当たるコンセントは既設ボックス内で切り分けること。	

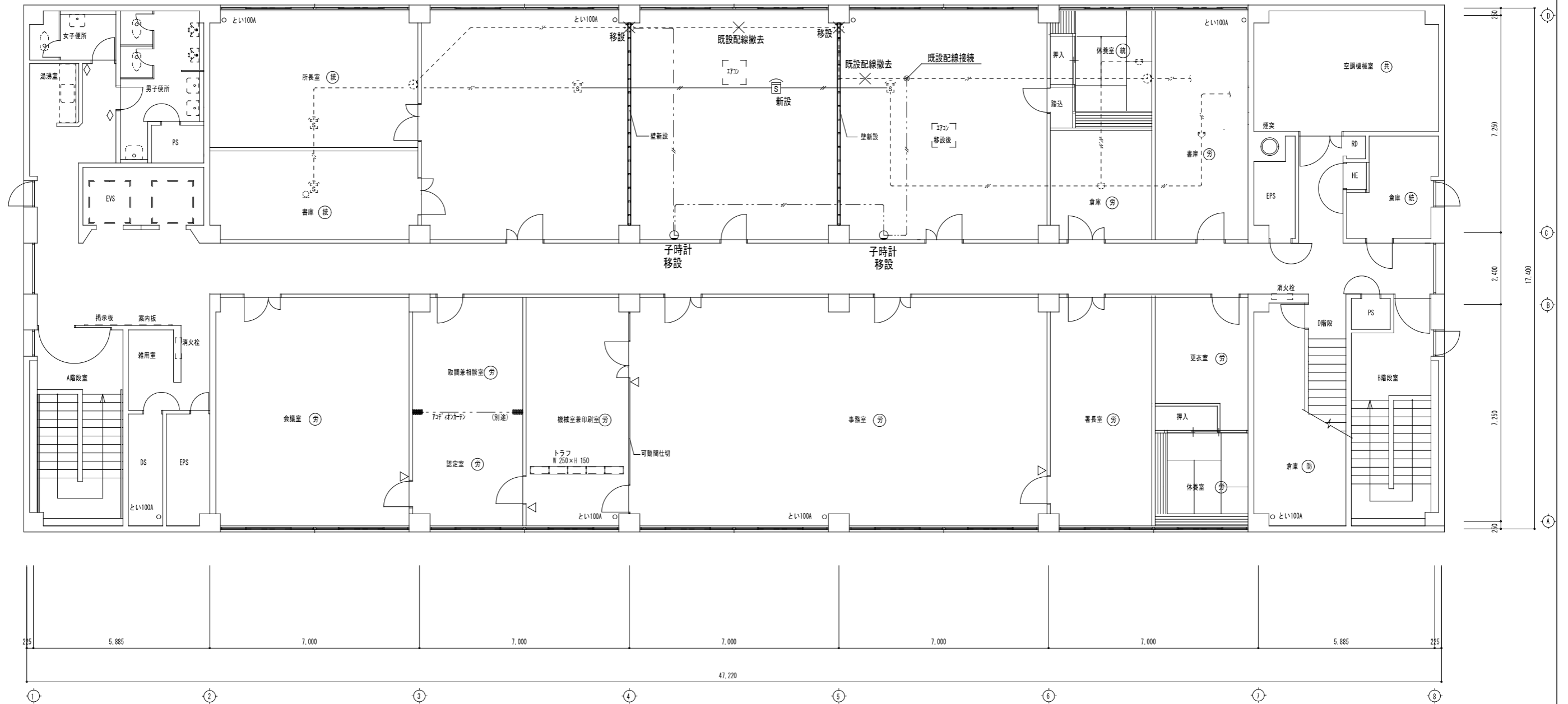
TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO. E - 08/10
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	改修 コンセント設備	S=1:100				
※A2→A3へ縮小 (70.7%)						



(特記事項)	
図中特記なき配線は下記による。	
———	AEO. 9-2C
———	AEO. 9-4C

既設 5階平面図

TITLE	NAME	SCALE		DATE	CHECK	DRAWING	NO. E — 09/10
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	既設 時計・自火報設備	S=1:100					
			※A 2→A 3へ縮小 (70.7%)				



改修 5階平面図

(特記事項)	
図中特記なき配線は下記による。	
	EM-AEO.9-2C
	機械設備用配管(MM.A) 入線別途機械設備工事
	煙感知器 2種埋込型

TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO. E - 10/10
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	既設 時計・自火報設備	S=1:100				
※ A 2 → A 3へ縮小 (70.7%)						

機械設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1 工事場所 鳥取県米子市東町

2 建物概要

Table with 6 columns: 番号, 建物名称, 構造, 階数, 建築基準法による延べ面積 (㎡), 消防法施行令第1条第1項の区分, 備考

3 工事種目 (印の付いたものが対象工事種目)

Table with 7 columns: 工事種目, 番号, 1, 2, 3, 4, 5, 屋外, 備考

4 設備概要 (本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)

Table with 2 columns: 項目, 設備概要

II. 特記仕様

1 一般事項

- (1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「印」の標準仕様等による。
(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という。）
(3) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

2 特記事項

- (1) 項目は番号に「印」の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は「印」の付いたものを適用する。
(3) 一般共通事項のうち（1、2、7、8、11、12、13、14、34、35、37）項は、建築電気設備工事仕様書による。

Table with 2 columns: 項目, 特記事項

1 官公署その他への手続 工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続は、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。

2 電気保安技術者 工事現場における電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事業用電気工作物保安規程第5条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。

3 発生材の処理等 引渡しを要するもの ※無し
● 有り ()
特別管理産業廃棄物 ※無し
● 有り (配管用保温材)
アスベスト含有設備資機材 (ガスケット、パッキン、たわみ継手等) は関係法令に従い適切に処理を行う。

4 機材等 イ) 本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。
ロ) (一社) 公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。

5 機材の品質・性能証明 JISマーク等のある機材を使用する場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2(c)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績等は除く。

6 機材の承諾図 機械設備工事機材承諾図様式集 (令和元年版) によるほか、監督員の指示による。

7 施工図等 提出した施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。

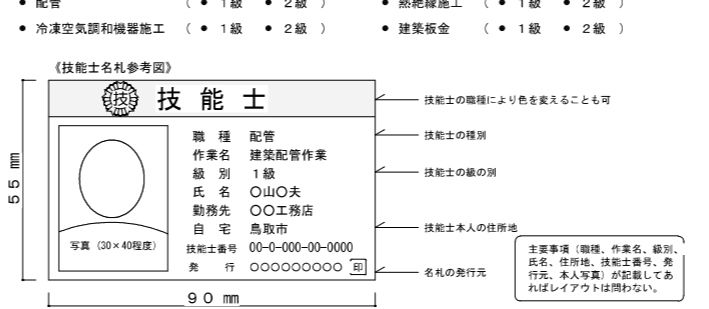
Table with 5 columns: 区分, 分類・規格, 撮影箇所, 部数, 電子データの提出

8 完成写真等 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示による。下記のもの提出する。

Table with 3 columns: 区分, 名称, 部数

9 完成図等 次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。

10 技能士の適用 下記により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をすとともに他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行う。また、そのものが技能士であることが分かる名札 (下図参考) を常時着用する。



一般共通事項

Table with 2 columns: 他工事との取合, 項目

12 工事用水・電力・その他

13 表示板 ※工事表示板 ●お願い表示板



14 工事用仮設物

15 土工事

16 耐震措置

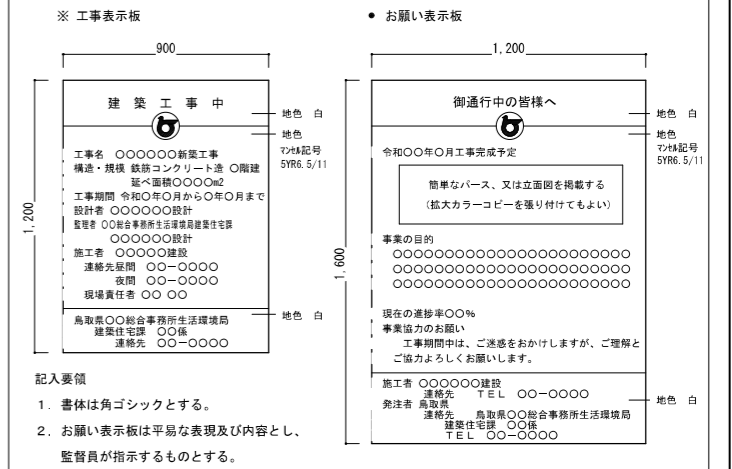
17 図形等の表示

18 電気容量及び機器表示

19 保温工事

Table with 4 columns: 他工事との取合, 建築, 電気設備, 機械設備

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
13 表示板 ※工事表示板 ●お願い表示板



14 工事用仮設物 構内に作ることが ※出来る ●出来ない

15 土工事 (ア) 埋め戻し土 ● 根切土のなかの良質土 (、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ● 山砂の類 () ● 真砂土 ()

(イ) 建設発生土処分 ● 構外に搬出 ● 構内に敷ならし ● 構内の指示する場所に堆積

Table with 4 columns: 設置場所, 機器種別, 特定の施設, 一般の施設

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説・平成8年版」(建設大臣官房官庁営繕部監修)によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・(独)建築研究所監修)による。設計用水平地震力は、機器の荷重 (KN) に、地域係数、設計用標準水平震度を乗じたものとする。

図面に特記のない場合、設計用標準水平震度は次による。

注) 設計用鉛直地震力は水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

17 図形等の表示 機器類は、図示する形状、配管などの取出し位置及び製造品番により、特定製造者の製品を指示、限定しない。機器類の能力、容量等は、原則として表示された値以上とする。

18 電気容量及び機器表示 電動機出力、燃料消費量等は、原則として図面に記載されている値以下とする。

19 保温工事 ● 冷温水管 (● ロックウール ● グラスウール ● ポリスチレンフォーム) ● 蒸気管 (● ロックウール ● グラスウール) ● 給水管 (● ロックウール ● グラスウール ● ポリスチレンフォーム) ● 保温チューブ (厚さ@) ● 排水管 (● ロックウール ● グラスウール ● ポリスチレンフォーム) ● 給湯管 (● ロックウール ● グラスウール ● 保温チューブ (厚さ@)) ● 消火管 (● ロックウール ● グラスウール ● ポリスチレンフォーム) ● ダクト (● ロックウール ● グラスウール) ● 燃焼熱源等機械室内の配管 (● ロックウール ● グラスウール) ● 全熱交換機の給気ダクト (● 機器外側 ● 機器室内側) は保温 (グラスウール2.5mm厚) する。 ● 冷媒管の保温外装 屋内 (● 樹脂製化粧ケース ● 合成樹脂製シート) 屋外 (● 樹脂製化粧ケース ● SUS鋼板)

一般 共通 事項	20 鋼管類の防食処置	地中埋設 ●ベトロラタム系 ●プチルゴム系 ●熱収縮チューブ及びシート	12 ファンコイルユニット	※ 流量調整弁 ● 定流量弁 (● ダイアフラム式流量可変式 ● カートリッジオリフィス形) を取付ける。 (ア) 防煙ダンパー ※ 遠隔復帰式 ● 電気式 (動作電圧、電流はDC24V、0.7A以下とする。) (イ) ビストンダンパー ※ 遠隔復帰式 ●	8 排水設備	1 配管材料	(ア)屋内排水管 ●VP ●RF-VP ●排水用塩ビライニング鋼管 ●耐火二層管 (イ)屋内雑排水管 ●VP ●RF-VP ●SGP(白) ●排水用塩ビライニング鋼管 ●耐火二層管 (ウ)ポンプ排水管 ●VP(水道用) ●HIVP ●排水用塩ビライニング鋼管(圧送排水鋼管用継手) (エ)通気管 ●VP ●RF-VP ●SGP(白) ●排水用塩ビライニング鋼管 (オ)屋外排水管 ●VP ●RF-VP ●VU(地中) ●REP-VU(地中) ●RS-VU ●卵形管 ●コンクリート管	
	21 絶縁継手	●標準図(施工3) (● (1)絶縁フランジ ● (2)絶縁シート)	13 ダンパー	※ 流量調整弁 ● 定流量弁 (● ダイアフラム式流量可変式 ● カートリッジオリフィス形) を取付ける。 (ア) 防煙ダンパー ※ 遠隔復帰式 ● 電気式 (動作電圧、電流はDC24V、0.7A以下とする。) (イ) ビストンダンパー ※ 遠隔復帰式 ●		2 高水試験継手	3階以上にわたる排水管立て管に高水試験継手を ※ 取付ける ● 取付けない	
	22 防振継手	※合成ゴム製(球形) ●ポリテトラフルオロエチレン製 ●ペローズ形(ステンレス製)	14 ダクト	※ 低圧ダクト ● 高圧1ダクト ● 高圧2ダクト ● 長方形ダクト ● コーナーボルト工法 (● 共板工法 ● スライドオンフランジ工法) (長辺1500mmを超えるものはアングルフランジ工法とする。) ● アングルフランジ工法 ● 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを1.6mm厚鋼板製とする。 ボックス ※ 亜鉛鉄板製 ● グラスウール製		3 バイブシャフト内配管の保温	※ 施工する ● 施工しない	
	23 伸縮管継手	※ペローズ形 ● スリーブ形	16 チャンパー等	シーリングディフューザーの接続は、標準図(施工47)を参考とする。 接続するダクトの施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。 織状吹出口には、(長さ+100)×300×300Hの接続チャンパーを設ける。 外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合には、雨水等を自然に排出できるような勾配をつける。 吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類に内貼する。 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口(原則400×600)を取付ける。		4 煙試験	※ 行なわなくてもよい ● 図示の系統のみ行なう	
	24 塗装	各種機材のうち、下記部分は塗装しない。(さび止め塗装は除く。) (ア)埋設されるもの(ただし、防食塗装部分を除く) (イ)垂鉛めっき以外のめっき仕上げ面 (ウ)垂鉛めっきされたもので、常時隠べいされる部分 (エ)垂鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類 (オ)樹脂コーティング等を施したもので、常時隠べいされる部分 (カ)カラー亜鉛鉄板面 (キ)アルミ、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板面、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面 (ク)特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面 (ケ)主・各階機械室内等及び電気室内の垂鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管	17 消音内貼り	織状吹出口には、(長さ+100)×300×300Hの接続チャンパーを設ける。 外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合には、雨水等を自然に排出できるような勾配をつける。 吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類に内貼する。 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口(原則400×600)を取付ける。		9 給湯設備	1 配管材料	●SGP-HVA ●ステンレス鋼管 ●架橋ポリエチレン管 ●保温付被覆鋼管 ●銅管 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。 ※5K ●10K
	25 ステンレス鋼管の接合方法	呼び径60S以下の継手は、SAS32による拡管式とする。	18 瞬間流量計及び流量測定口	形式はピトー管式(コック付)とする。 ● 着脱式 ● 固定式 下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ● 冷凍機類の冷水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 冷凍機類の冷却水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● ポイラー又は熱交換器の温水出口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 冷水水ヘッダーの各送り管 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● ユニツト形空調機の冷水水入口 ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● メカニカル形 ● 風速センサー形		2 弁	※ 10K ● 16K	
	26 溶接配管の検査	非破壊検査の適用 (● 放射線透過検査 ● 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査) 抜取率 (● 標準仕様書による ● %)	19 定風量・変風量ユニット	機器付属以外の温度計 ※ 工業用バイメタル式 ● ガード付L形温度計		10 消火設備	1 配管材料	(ア)一般配管 ●SGP(白) ●STPG (イ)土間下配管 ●SGP-VS ●STPG-VS (ウ)屋外埋設配管 ●SGP-VS ●STPG-VS ※10K ●16K (ア)呼水タンク ※ 施工しない ● 施工する (イ)充水タンク ※ 施工しない ● 施工する (ウ)配管の保温は次による。(屋外露出箇所は種別e3・(ハ)・Ⅷによる) ● 屋内消火栓用(※ 施工しない 施工する) ● スプリンクラー用(※ 施工しない 施工する) ● 連結送水用(※ 施工しない 施工する) ● 連結散水用(※ 施工しない 施工する) ● 広範囲型2号消火栓 ● 易操作性1号消火栓 ● 屋内消火栓(●1号 ●2号) ● 窒素 ● IG-541 ● IG-55 ● HFC-227e a ● HFC-23 ※ 手動 ● 自動手動切替式
	27 埋設表示	● 地中埋設標を図示する箇所に設ける。 ● 埋設表示用テープを埋設する。(● ガス管 ● 屋外給水管)	20 温度計	空気濡りを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き弁装置を設ける。 ※ 手動 ● 自動 自動空気抜き弁装置は標準図による。(施工36(g)) 機械室の手動式空気抜き配管の保温は分歧から2mの範囲とする。		2 井	● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング	
	28 支持金物・固定金具	ポンプ、屋外設置機器及びビット内に使用するアンカーボルト、ナットはSUS304製とする。 屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス製または溶融亜鉛めっき仕上げとする。	21 冷水水管の空気抜き	土留め工事 ● 要 ● 不要 タンクローリー用アース端子を設ける。		3 保温	● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング	
	29 総合試験調整	下記事項の総合調整を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ● 湿度 ● 湿度 ● 風量 ● 騒音 ● 水量 ● 浄化槽放流水質 ● 風速 ● じんあい ● 飲料水水質 (● 一般飲料水適否検査 ●) ● その他水質等 (● 雑用水 ● 空調用流体)	22 空調機用トラップ	基礎杭 ※ 不要 ● 要 (※ 別途工事 ● 本工事)		4 屋内消火栓	● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング	
30 アスベスト含有建材の処理	建築改修標準仕様書 9章 環境配慮改修工事 1節 アスベスト含有建材の処理工事による。 処理を行うアスベスト含有建材の仕様等	23 鋼板製煙道	基礎杭 ※ 不要 ● 要 (※ 別途工事 ● 本工事)	5 ガス系消火剤の種類	● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング ● 瞬間流量計 ● 測定用タッピング			

建材の内容・箇所	仕様等	処理を行う範囲

※ 県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者を活用するものとする。
※ 官公署その他への手続きは、建築改修標準仕様書ほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。
・ 洗浄設備(洗眼、うがいの設備)及び更衣設備等を設ける。
・ 作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。
工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。
既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
探査方法 ※電磁誘導式 放射線透過検査
足場の設置は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚労省 基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立て等の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。
実施する。
工事的目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補うため火災保険等に加える。
(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで[概ね工期+21日]とする。)
グリーン購入は次のものとする。
● 空調用機器 () ● 衛生器具 ()
● 断熱材 () ● 配管材 (● 再生硬質塩化ビニル管)
● その他 ()

31 補修など
32 はつり
33 はつり工事における非破壊検査
34 足場

35 工事安全計画書等
36 室内空気中の化学物質の濃度測定
37 火災保険等

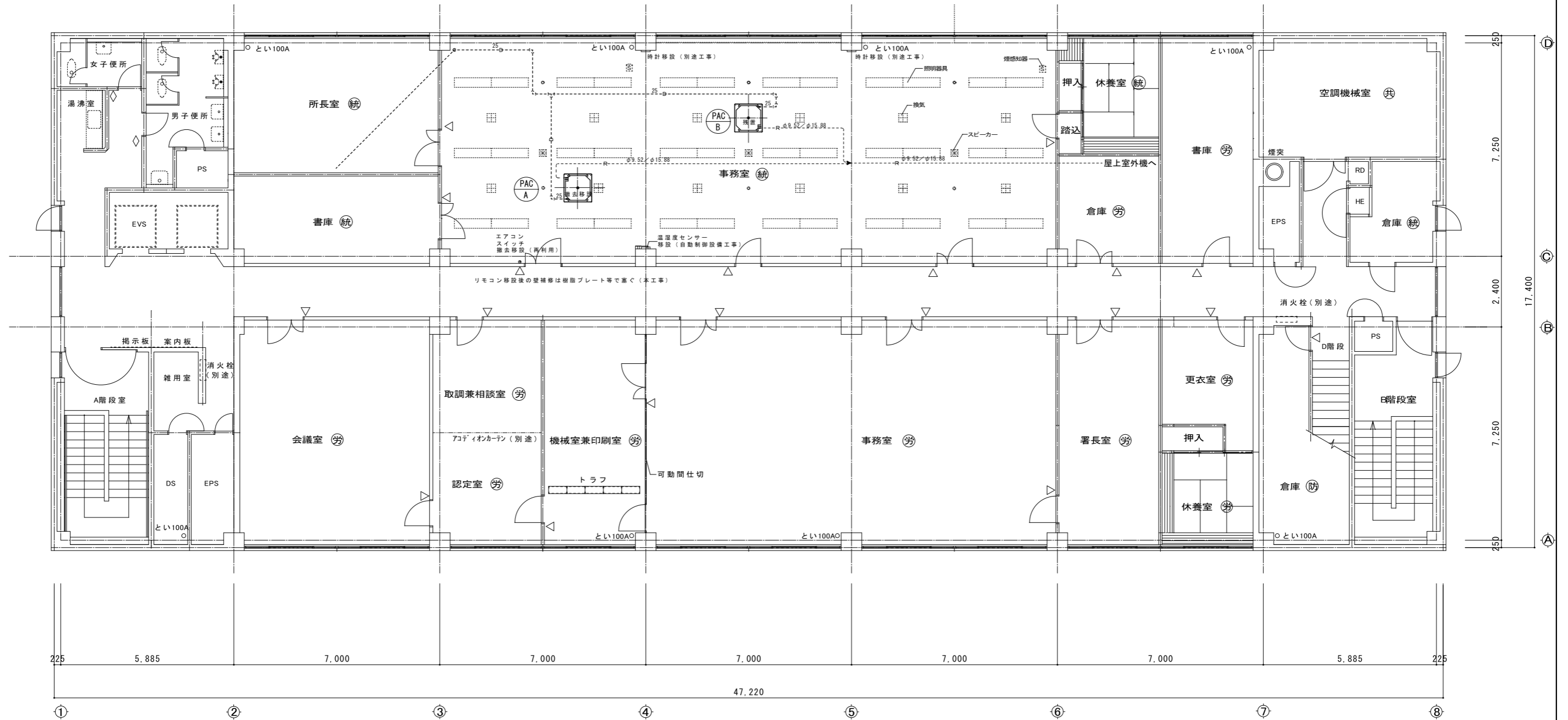
38 グリーン購入

39 鳥取県公共工事環境配慮指針
40 建築物省エネ法

4 排煙設備
5 自動制御設備
6 衛生器具設備
7 給水設備

1 量水器
2 配管材料
3 弁類
4 水槽のマンホール

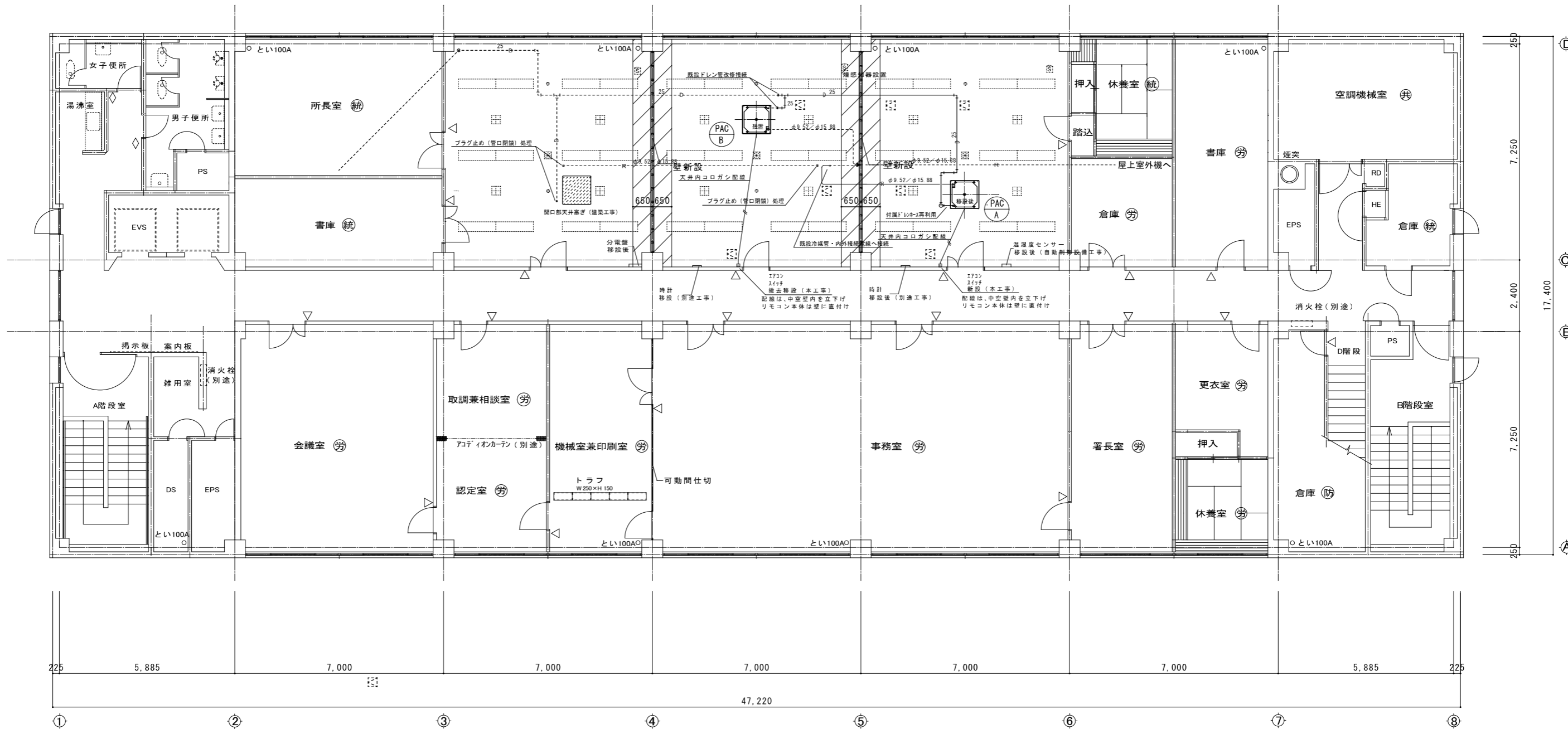
TITLE	NAME	SCALE		DATE	CHECK	DRAWING	NO. M - 2 / 6
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	特記仕様書(2)	1	※A2→A3へ縮小(70.7%)				



既設 5 階平面図

既設エアコン形名 MPLZX-ERP160BEN
 空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 4方向天井カセット形 (同時ツイン同容量同タイプ)
 図中破線配管は既設冷媒管, ドレン管を示す

TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO.
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	既設 冷暖房設備図	S=1:100 ※A2→A3へ縮小 (70.7%)				M - 3 / 6



※使用材料※
 冷媒管：空調用被覆銅管（メーカー標準品）
 保温厚を液管側10mm、ガス管側20mmとする
 ドレン管：保温材付ドレン管
 内外接続電線：VV Fケーブルφ2.0mm
 リモコン配線：無極性2線

【特記事項】
 作業箇所・通路の養生・清掃および美装は建築工事とする
 アスベスト調査および対策は本工事外とする
 冷媒配管を既設管へ接合する際は火無し工法とする
 廃材・産廃品の処分は元請工事とする

新設 5 階平面図

凡例

天井撤去、復旧

天井点検口（建築工事）

※図中実線配管は新設冷媒、ドレンを示す※

TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO. M — 4 / 6
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	改修 冷暖房設備図	S=1:100				
※A2→A3へ縮小 (70.7%)						



既設 5 階平面図

TITLE 米子労働基準監督署使用面積拡張工事	NAME 既設 自動制御設備	SCALE S=1:100	DATE	CHECK	DRAWING	NO. M - 5 / 6
			※ A 2 → A 3 へ縮小 (70.7%)			



改修 5 階平面図

TITLE	NAME	SCALE	DATE	CHECK	DRAWING	NO.
米子労働基準監督署使用面積拡張工事	改修 自動制御設備	S=1:100				M - 6 / 6
※A 2→A 3へ縮小 (70.7%)						

数量書

(工事名)米子労働基準監督署使用面積拡張工事

名 称	規 格	数 量
A 建築主体工事		
1 直接仮設工事		
墨出し	現寸型板	1 式
内部足場	脚立	26.8 m ²
養生費		26.8 m ²
跡片付		69.3 m ²
竣工清掃		69.3 m ²
荷揚運搬費		1 式
2 金属工事		
床 フリーアクセスフロア一敷	H30 切断共	1 式
壁 軽量鉄骨壁下地	W65 振れ止め2段	13.4 m
天井点検口	アルミ製 450角(設備用)	39.5 m ²
		16 ヶ所
3 内装工事		
床 カーペットタイル貼り手間	材料は既設	1 式
巾木 ソフト巾木	H60	21.3 m ²
壁 ビニクロス貼り	不燃	26.8 m
遮音シート	ダイケン455H	69.7 m ²
壁 石膏ボード張り	t12.5+t12.5	79.1 m ²
変性シーリング	四方処理	79.1 m ²
ロックウール吸音材	フェルトNR W65 40kg/m ³	77.2 m
天井岩綿吸音板張	補修 t12+PB9.5	39.5 m ²
塩ビ廻り縁		18.2 m ²
天井補修		26.8 m
天井岩綿吸音板張	t12+PB9.5 LGS共	1.5 m ²
断熱材	W50 24kg/m ³	1.5 m ²
資材搬入費		1 式
4 撤去工事		
既設カーペットタイル撤去	再使用	1 式
天井 岩綿吸音板	t12+PB9.5	22.8 m ²
LGS切断補強		19.8 m ²
廃棄物処分費	運搬処分共	19.8 m ²
		1 式
B 電気設備工事		
1 幹線設備工事		
ネジなし電線管E	31mm	1 式
メタルモールB本体	撤去	7 m
Fモール	3号 26x13	6 本
金属電線管付属品		6 本
計器付開閉器盤		1 式
手元開閉器盤改修		1 面
既設製電灯盤	樹脂製 撤去	1 面
新設電灯盤	樹脂製	1 面
ケーブルVVF	2.0mm-3C 撤去	30 m
電線EM-IE	5.5Sq	7 m
電線EM-IE	14Sq	21 m
ケーブルEM-EEF	2.0mm-3C	39 m
サーキットブレーカー	3P3E 60A 撤去・移設	1 個
配管支持材料		1 式
ケーブル布設材料		1 式
雑材消耗品		1 式
電工費		1 式
2 電灯設備工事		
ケーブルVVF	2.0mm-3C 撤去	1 式
電工費		88 m
3 コンセント設備工事		
メタルモールA本体		1 式
メタルモールA コナーボックス		18 本
メタルモールA スイッチボックス		6 個
ケーブルVVF	1個用	6 個
ケーブルVVF	2.0mm-3C 撤去	6 個
ケーブルCV	2.0mm-3C 撤去	11 m
ケーブルCV	600V 5.5Sq-3C 撤去	110 m
ケーブルCV	600V 14Sq-3C 撤去	110 m
ケーブルEM-EEF	2.0mm-3C	213 m
埋込接地コンセント(新金)	2P 15AEx2+ET	6 個
ハーネスジョイントボックス	2分岐	4 個
ハーネス用OAタップ(3m)	2P15A(E)抜止x4	4 個
ケーブル布設材料		1 式
雑材消耗品		1 式
電工費		1 式
4 時計設備工事		
ケーブル EM-AE		1 式
ケーブル EM-AE	0.9mm-2C	50 m
子時計	移設再使用	2 個
子時計	結線	2 個
機器取付工事費	時計	1 式
試験調整費	時計	1 式

ケーブル布設材料		1 式
雑材消耗品		1 式
電気費		1 式
5 火災報知設備工事		1 式
ケーブル EM-AE	0.9mm-2C	17 m
煙感知器 2種		1 個
煙感知器 2種	結線	2 個
機器取付工事費	自火報	1 式
試験調整費	自火報	1 式
手続・検査立会費	自火報	1 式
ケーブル布設材料		1 式
雑材消耗品		1 式
電気費		1 式
6 諸経費		1 式
7 法定福利費		1 式
C 機械設備工事		
1 空調設備		1 式
既設室内機	MPLZ-RP80BA4 既設移設	1 台
既設ワイヤードリモコン	PAR-31MA 既設移設	1 個
分配管	MSDD-50SR2 既設再利用	1 個
冷媒被覆銅管	Φ9.52 保温厚=10mm	6 m
冷媒被覆銅管	Φ15.88 保温厚=20mm	6 m
ドレイン管	保温付 25A	15 m
銅管継手類		1 式
塩ビ管継手類		1 式
配管接合材		1 式
配管支持材		1 式
ケーブル	2.0mm2-3C	7 m
リモコン線	0.3mm2	15 m
室内機吊り金具		1 台
ワイヤードリモコン	(PAR-31MA後継)PAR-38MA	1 個
消耗品雑材料		1 式
冷媒回収作業費	R410A×4.9kg	1 式
室内機撤去移設費		1 台
配管工費		1 式
配線費	渡配線・リモコン配線	1 式
リモコン取付及び移設費		1 式
既設接続費	配管配線	1 式
リモコン撤去部壁跡補修費		1ヶ所
試験・テスト費	窒素検圧・真空乾燥脱気作業	1 式
試験運転調整費		1 式
2 換気感知設備		1 式
1) 撤去工事		
電線	IV 2φ	50 m
ケーブル	CVVS 1.25φ-2C	10 m
室内温度センサ・湿度センサ		1 式
サーモケース		1 個
撤去費		1 式
2) 配線工事		
ケーブル	EM-CEE 1.25φ-3C	9 m
ケーブル	EM-CEES 1.25φ-2C	9 m
blankプレート		1 個
雑材料	消耗品・吊材及び支持金具含む	1 式
機器取付費		1 式
結線費		1 式
労務費		1 式
3) 試運転調整費		
試運転調整費		1 式
3 諸経費		1 式
D 共通仮設費		1 式
E 現場管理費		1 式
F 一般管理費		1 式

工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 米子労働基準監督署使用面積拡張工事
- 2 工 事 場 所 米子労働基準監督署 (米子市東町124-6 米子地方合同庁舎5階)
- 3 工 期 契約日の翌日から令和6年11月30日(土)まで
- 4 請 負 代 金 額 金_____,_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____,_____円)
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 鳥取県鳥取市富安二丁目89番9
氏 名 支出負担行為担当官
鳥取労働局総務部長 吉野 明彦

受注者 住 所 _____
氏 名 _____

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者・受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 契約保証金は予算決算及び会計令第100条3の規定により免除とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わな

ければならない。

- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあつてはその者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（この者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第15条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認め

られる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(工事の変更、中止等)

- 第16条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。
- 2 工期又は請負代金額の変更は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第17条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(臨機の措置)

- 第18条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないとして認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第19条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第21条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第31条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第31条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下、この条において同じ）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第21条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第31条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは

「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を摘要する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第22条 発注者は、第8条、第15条から第19条まで、前条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第23条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の請求・支払い)

第24条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第25条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことが

できる。

- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第26条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第24条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等の不正行為があった場合の違約金等）

第26条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したと

き（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第 2 号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条及び第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）を行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第 2 号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 号第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者の違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（発注者の解除権）

- 第 27 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - 三 第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 第 29 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第27条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合と見なす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

- 第28条 発注者は工事が完成するまでの間は、第27条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

- 第29条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第16条の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第16条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

- 第30条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

- 第31条 受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準じるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

- 第32条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

- 第33条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(補則)

第35条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。